

# 訴 状

2008年7月2日

東京地方裁判所御中

原子力発電所及び関連施設の新設撤廃を求める請求事件

訴訟物の価額 金 1000 万円

張用印紙額 金 5 万円

〒164-0012 東京都中野区本町 2-20-13 若葉ハイツ 14 号

原 告

竺原光江

電 話 03-3373-7230

F A X 03-3373-7230

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-1-1

代表者 法務大臣

鳩山邦夫

電 話 03-3580-4111

## 請求の趣旨

1. 日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない
  2. 被告は 1000 万円を支払え
  3. 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める

## 請求の原因

地球温暖化防止のための個人による行政裁判である。資源エネルギー庁の原子力政策を問題視し、以下をテーマに争う

1. 原子力政策における地球温暖化防止	3
2. 原子力政策の国家的な違法性	6
3. 原子力の撤廃	11
4. 地球温暖化	20
5. 代替エネルギーの可能性	21
6. 放射能と死の因果関係	27
7. 資源エネルギー庁と電力会社の癒着	32
8. 新潟県中越沖地震における住民被害	36
9. 公務員のあるべき姿	37
10. 原告の被害	38

## 原子力政策における地球温暖化防止

近年、私達の暮らす地球は、ものすごいスピードで温暖化している。地球は、緑の惑星で美しく、生命に満ち溢れている。そして、生態系の連鎖を繰り返して、植物や動物・私達が共に暮らしている。すべての生命は、一つの家族的な存在であり、生態系を無視すると自然から仕返しを受けることとなる。その仕返しとは、現在、国際的な問題となっている地球温暖化や酸性雨、大気汚染などによる環境被害であろう。すべての生命は、地球上でそれぞれの役割を持ちながら、バランスを保って生きている。私達の身勝手さよって、自然を破壊してもいいのだろうか。もしかしたら、地球は、再生できなくなるかもしれない。地球の未来は、今に存在する私達に委ねられている。

日本における地球温暖化防止対策は、大幅に遅れている。日本の政策は、気候変動枠組条約締結国会議で採択された「京都議定書」に即することを宣言しており、施策が考えられている。しかし、温室効果ガスは、減るところか増えている。日本は、2002年に京都議定書に批准し、1990年比で6%の温室効果ガスの削減目標を掲げた。1990年の温室効果ガス排出量は12億3,700万トン。6%削減すると、11億6,300万トンである。しかし、2006年度の排出量は13億4100万トン。1990年比で6.4%増加し、削減目標との差は、12.4%まで拡大している。排出量取引によるCO<sub>2</sub>削減も検討されているが、独自の技術力の開発に繋がるわけでもなく、単に税金を失うだけになるのだから、買って終わることだけは避けなければならない。一番重要なのは、日本国内での施策である。地球温暖化対策は、内閣府に設置された「地球温暖化対策推進本部」が中心である。本部長は内閣総理大臣。副部長は内閣官房長官及び経済産業大臣、環境大臣である。経済産業省は、資源エネルギー庁が中心である。主な役割は、省エネルギーの普及・エネルギー供給・資源管理などである。環境省は、公害防止・環境保全・生態系の調査などを行っている。1998年6月に地球温暖化対策推進本部がまとめた「(旧)地球温暖化対策推進大綱」の第1.基本的な考え方の3の(3)には、地球温暖化防止の取り組みの重要性が記されている。

(3) 地球温暖化問題は我が国一国のみの取組で解決できる問題ではなく、すべての国が国際協調の下取り組んでいくべき問題である。

また「エネルギー供給面の二酸化炭素排出削減対策の推進」では、次のように記されている。

(1) 原子力立地の推進

**我が国の削減目標を達成するためには、2010年度において1997年度の5割以上の発電電力量の増加を目指した原子力発電所の増設が必要である。**

1997年度の原子力の出力規模は、4500万kW。基数52基。稼働率81.3%。しかし、原子力の増設目標は、途中で変更されている。2002年3月には、原子力の増設目標が「2010年度までの間に原子力発電電力量を2000年度と比較して約3割増加」へと変わっている。この変更は、CO<sub>2</sub>に換算にすると、かなり大きな差が生じてくる。この訴状では、最初の目標数値を採用している。それは原子力の計画がかなり長期に及び、変更があることでCO<sub>2</sub>削減に大きく影響してくるからだ。最長の計画は、山口県上関の原子力発電所で、26年前の1982年から論議が始まっている。途中経過の2007年度の出力規模は、4958万kW。基数55基。2007年に新潟県中越沖地震があり、柏崎刈羽原子力発電所の7基分821.2万kWは、すべて停止している。結果、1997年度の出力規模を比較すると、大幅に下回っているだけでなく、CO<sub>2</sub>増加の穴埋めさえも難しくなっている。柏崎刈羽原子力発電所の建設は、明らかにCO<sub>2</sub>の増加に繋がった。建設実績においても、1993年には、2010年の建設の目標は40基としていたが、現実には、建設中のものも含めて14基であった。原子力の計画は、まったくあてにならず、それ故に、地球温暖化対策の中心に原子力は置けないはずである。

建設が進まない原因は、地元住民の反対である。原子炉の建設計画は今後もあるものの、訴訟を準備している地域もある。地元住民の反対は、当然である。放射能は恐ろしく、数々の法律にも違反しているからである。原子力は、3つの立場で異なる違法性がある。1つ目は私的。原告に被害を与えている。2つ目は公的。社会秩序を乱している。3つ目は国家的。国のあり方として、倫理に違反している。今回の訴状では、原告の被害と国家的な違法性を追及している。それは、地球温暖化が個人個人に被害をもたらすものであり、国の政策によって、大きく影響を受けるからである。

なお、公的な違法性については、甲第1号証の「告訴状」に記している。原子力政策が資源エネルギー庁に起因する根拠を記してある。罪名は下記の通りであり、東京地方検察庁に告訴状を提出した。

1. 中央省庁等改革基本法の第21条の第2項のイに違反
2. 憲法の第15条の第2項に違反
3. 国家公務員倫理法の第3条の第1項、第2項、第3項に違反
4. 刑法第193条の公務員職権濫用罪
5. 刑法第194条の特別公務員職権濫用罪
6. 国家公務員の職階制に関する法律の第6条に違反
7. 刑法第197条の3の第1項、第2項の加重収賄罪
8. 刑法第235条の窃盗罪
9. 刑法第246条の第1項、第2項の詐欺罪
10. 刑法第246条の2の電子計算機使用詐欺罪
11. 不当景品類及び不当表示防止法の第4条の第1項、第3項に違反
12. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第19条に違反
13. 刑法第77条の第2項の内乱罪
14. 刑法第106条の第1項、第2項、第3項の騒乱罪
15. 刑法第247条の背任罪
16. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の第2条の第1項に違反
17. 刑法第196条の特別公務員職権濫用等致死傷罪
18. 刑法第199条の殺人罪
19. 刑法第223条の第1項の強要罪
20. 刑法第230条の第1項の名誉毀損罪
21. 刑法第233条の信用毀損罪
22. 原子力損害の賠償に関する法律の第3条の1項、第17条に違反

## 原子力政策の国家的な違法性

大きな違法性は2つあり、1つは経済産業省における「個別産業の振興」である。「中央省庁等改革基本法」には、省庁が果たす役割が定められている。「経済産業省の編成方針」には、次の通り、やってはならないことが定められた項目がある。

### (経済産業省の編成方針)

**第21条、2のイ 個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること**

原子力の推進は「個別産業の振興」である。個別産業の振興とは「政府の支援によって、直接的に利益を得たのは誰か」が論点である。なぜならば、直接的な利益は、会社の存続に大きく影響するからだ。他社の競争力を大きく低下させ、不平等や不満を生じさせる。電力会社のみが利益を得る原子力の推進は、明らかな違法である。かつて、政府と電力会社は、半官半民の組織でもあった。強引に、政府によって設立した日本発送電株式会社であるが、戦後、GHQの指示により、9つの地域に分けられた。しかし、現在でも相変わらず、北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の電気事業連合会が国策の恩恵を得ている。ひとつにまとまった組織は、競争をせず、お互いに尊重し合った存在である。税金を使い、資源エネルギー庁は、電気事業連合会に独占的な状態を与え続けている。本来なら、資源エネルギー庁は、地域産業の活性化を支援するための組織であり、政府に依存させる施策を行ってはならない。一見、原子力は、他のメーカーなども利益を得るため、個別産業の振興に思われぬかのようである。しかし、政策で、例えば、ソフトウェアの会社を支援した場合、もしその会社が市場を独占したなら、「独占禁止法違反」となる。パソコンのメーカーや関連書籍の販売会社が利益を得たとしても、違法性は変わらない。よって、法律の通り、原子力政策は、撤退又は縮小しなければならない。

2つ目の法律違反は、「憲法違反」である。憲法には次の通り、定められている。

### (公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

**第15条 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。**

原子力は大勢が反対している。次の表は、訴訟一覧である。

### 主な原発裁判 (2006年6月末現在)

	訴えの内容	原告	被告	第一審	控訴審	最高裁
確定済み	伊方1号炉 設置許可取り消し	30km 圏内住民	国	73.8.27 提訴 78.4.25 棄却 (松山地裁)	78.4.30 原告控訴 84.12.14 棄却 (高松地裁)	84.12.27 原告上告 92.10.29 棄却
	東海第二 設置許可取り消し	20km 圏内住民	国	73.10.27 提訴 85.6.25 棄却 (水戸地裁)	85.7.5 原告控訴 01.7.4 棄却(東京高裁)	01.7.18 原告上告 04.11.2 棄却
	福島第二1号炉 設置許可取り消し	60km 圏内住民	国	75.1.7 提訴 84.7.23 棄却 (福島地裁)	84.8.6 原告控訴 90.3.20 棄却 (仙台高裁)	90.4.3 原告上告 92.10.29 棄却
	伊方2号炉 設置許可取り消し	30km 圏内住民	国	78.6.9 提訴 00.12.15 棄却 (松山地裁)		
	女川1、2号炉 建設・運転差し止め	20km 圏内住民	東北電力	81.12.26 提訴 94.1.31 棄却 (仙台地裁)	94.2.14 原告控訴 99.3.31 棄却 (仙台高裁)	99.4.14 原告上告 00.12.19 棄却
	もんじゅ 設置許可無効確認	60km 圏内住民	国	85.9.26 提訴 87.12.25 却下 (福井地裁)	87.12.25 原告控訴 89.7.19 一部差し戻し (名古屋高裁金沢支部)	89.7.31 原告上告 8.1 被告上告 92.9.22 地裁差し戻し、 被告上告棄却
				92.11.20 差し戻し審開始 00.3.22 棄却 (福井地裁)	00.3.24 原告控訴 03.1.27 無効確認 (名古屋高裁金沢支部)	03.1.31 被告上告 05.5.30 高裁判決破棄、 原告控訴棄却
	泊1、2号炉 建設・運転差し止め	130km 圏内住民	北海道電力	88.8.31 提訴 99.2.22 棄却 (札幌地裁)		
	志賀1号炉 建設・運転差し止め	全国住民	北陸電力	88.12.11 一次提訴 89.7.14 二次提訴 94.8.25 棄却 (金沢地裁)	94.8.31 原告控訴 98.9.9 棄却 (名古屋高裁金沢支部)	98.9.22 原告上告 00.12.19 棄却
	福島第二3号炉 運転差し止め	東京電力株主	東京電力3 取締役	91.4.3 提訴 96.12.19 棄却 (東京地裁)	96.12.26 原告控訴 99.3.25 棄却 (東京高裁)	99.4.6 原告上告 00.7.17 棄却
高浜2号炉 運転差し止め	150km 圏内住民	関西電力	91.10.9 提訴 93.12.24 棄却 (大阪地裁)			
係争中	柏崎1号炉 設置許可取り消し	90km 圏内住民	国	79.7.20 一次提訴 80.3.11 二次提訴 94.3.24 棄却 (新潟地裁)	94.4.6 原告控訴 05.11.22 棄却 (東京高裁)	05.12.3 原告上告
	志賀2号炉 運転差し止め	全国住民	北陸電力	99.8.31 提訴 06.3.24 運転差し止め判決 (金沢地裁)	06.3.24 被告控訴 (名古屋高裁金沢支部)	
	島根1、2号炉 運転差し止め	中国5県住民	中国電力	99.4.8 提訴 (松江地裁)		
	ウラン濃縮 事業許可無効確認・ 許可取り消し	全国住民	国	89.7.13 提訴 02.3.15 却下/棄却 (青森地裁)	02.3.28 原告控訴 06.5.9 棄却 (仙台高裁)	06.5.22 原告上告
	低レベル廃棄物埋設 事業許可取り消し	全国住民	国	91.11.7 提訴 06.6.16 却下/棄却 (青森地裁)	06.6.29 原告控訴	
	高レベル廃棄物貯蔵 事業許可取り消し	全国住民	国	93.9.17 提訴 (青森地裁)		
	再処理 事業許可取り消し	全国住民	国	93.12.3 提訴 (青森地裁)		
	浜岡1~4号炉 運転差し止め	全国住民	中部電力	02.4.25 仮処分申請 03.7.3 提訴 (静岡地裁)		
	JCO 臨界事故 健康損害補償	大泉昭一氏 ・恵子氏	ジェー・ シー・オー	02.9.3 提訴 (水戸地裁)		
	被曝労働 健康被害補償	長尾光明氏	東京電力	04.10.4 提訴 (東京地裁)		

『はんげんぼつ新聞』編集部調べ

## 原発に関する住民投票条例一覧 (2006年3月末現在)

	窪川町 (高知県)	旧南島町 (三重県) 〈合併により無効〉		串間市 (宮崎県)	旧巻町 (新潟県) 〈合併により無効〉	旧紀勢町 (三重県) 〈合併により無効〉	刈羽村 (新潟県)	旧海山町 (三重県) 〈合併により無効〉
投票内容	原発設置に対する賛否		事前環境調査に対する賛否	原発設置に関する賛否			プルサーマル実施に関する賛否	原発誘致に関する賛否
条例案可決年月日	82.7.19	93.2.26 改正 95.3.24	95.3.24	93.10.5 改正 95.9.26	95.6.26 改正 95.10.3	95.12.14	01.4.18	01.9.21
結果の判断	有効投票数の過半数	有効投票数の3分の2以上の賛成がなければ不同意		有効投票数の過半数 (刈羽村の条例では明示なし)				
結果の措置	町長(市長)は住民の意思を尊重						議会及び村長(町長)は投票結果を尊重	
買収等の禁止	抽象的表現(巻町、刈羽村、海山町の条例には「買収等」と例示があった)、罰則なし 〔投票に関する運動は、町民(市民)の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、または町民(市民)の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。〕							
実施時期	設置の申し入れがあったとき	調査の申し入れがあったときから1カ月以内	建設同意の申請があったとき、または市長が必要を認めたとき	町長が必要と認めたとき	設置の申し入れがあったときから3カ月以内	条例施行30日後から最も近い日曜日	条例施行30日後から60日以内	
実施状況					96.8.4実施 有権者数 23,222 投票総数 20,503 反対票 12,478 賛成票 7,904 無効票 121 * 有効投票数に対し 反対 61.2% 全有権者数に対し 反対 53.7%	01.5.27実施 有権者数 4,090 投票総数 3,605 反対票 1,925 賛成票 1,533 保留票 131 無効票 16 * 有効投票数に対し 反対 53.6% 全有権者数に対し 反対 47.1%	01.11.18実施 有権者数 8,748 投票総数 7,754 反対票 5,215 賛成票 2,512 無効票 27 * 有効投票数に対し 反対 67.5% 全有権者数に対し 反対 59.6%	

原子力資料情報室調べ



# 原発おことわりマップ (2006年3月末現在)

## 《原発建設阻止状況》

計画浮上時期	断念ないし未着工	建設中	運 転 中
1960年以前			東海
1961～65年	芦浜	もんじゅ	敦賀、美浜、福島、川内、能登(志賀)、東通
1966～70年	日高、浪江・小高、田万川、巻、古座、那智勝浦		高浜、玄海、浜岡、島根、伊方、大飯、女川、ふげん、泊、柏崎刈羽
1971～75年	熊野、浜坂、田老、久美浜、珠洲		
1976～80年	阿南、日置川、大間、豊北、窪川		
1981年以降	上関、萩、青谷、串間		

「放射性廃棄物等持ち込み拒否条例」  
(198ページ) 参照



原子力資料情報室作成

地元住民の反対は、国民全体の縮図である。先の資料以外にも、地元住民が反対した例がたくさんある。1972年、新潟県柏崎市荒浜では「荒浜町内会原発住民投票」が行われ、投票総数の約76%の地元住民が反対し、原子力を拒否している。しかし、原子炉は7基、建設された。法的な拘束力がないことを理由に、完全に地元住民は無視された。法的な拘束力と住民投票はなんの関係もない。重視されるべきは、国民の意思であり、反対する意思は示されている。特に原子力の場合は、地元住民の意見が絶対である。事故があれば、真っ先に彼らが被曝する。一般的な世論は、他人事や情報不足などで判断材料に乏しい場合がある。そのため、常に正しい情報を流すことが求められ、偏った情報や情報を隠してはならない。国家とは、地方が集まった集団である。それが故に、国会議員は地方から選出され、国会議員は地元へ頻繁に戻る。国家公務員もまた、地元住民の意見を聞く立場にある。

高レベル放射性廃棄物の処分場誘致においては、徳島県東洋町では、人口の62%以上もの地元住民が誘致への反対署名を行い、2007年4月には、出直し町長選挙が行われるまでに至った。約70%の地元住民が反対派に投票した。処分場の応募は取り下げられ、「放射性核物質（核燃料・核廃棄物）の持ち込み拒否に関する条例」も作られている。また、滋賀県余呉町は、原子力の反対派が過半数を超える地元住民の反対請願署名を集め、誘致を断念させている。岡山県湯原町（現・真庭市）でも拒否条例が作れ、岡山県内のすべての市町村長が拒否するまでに至っている。拒否条例は、北海道や岐阜県、島根県、宮崎県、鹿児島県などの市や町単位で可決されている。いまだ放射性廃棄物の処分場は決まっておらず、候補地もない。

新規の原子力発電所の建設においては、着工が予定されている青森県の大間原子力発電所では「大間原発訴訟準備会」が発足され、建設差し止めの訴訟が準備されている。訴訟の会では、国の原子炉設置許可が出た段階で函館地裁に提訴するとしている。

日本は原子力に多額の予算を使っている。2007年度の原子力関連予算は4480億円。その内、毎年3500億円前後が「電源開発促進税」から回されている。これは、電力会社が電気料金に上乗せして、国民から徴収している。「賄賂」であるこの資金は、公然と合法化され、資源エネルギー庁の予算取りや天下り先への分配、地域振興に使われている。水力発電や地熱発電にも使われているが、支給されるときに計算されるkWあたりの単価や係数は原子力が最も高く、他の発電方法は地域に税金を交付する理由も理解できないことから、原子力に起因する

税金であると言える。地元住民が反対する中、資源エネルギー庁はお金で心を買収している。もし仮にこれが選挙であった場合は、運動員を買収で、公職選挙法の第 221 条「買収及び利害誘導罪」となる。国家公務員なら何をしてもいいわけではなく、「国家公務員倫理法違反」である。もしそれが許されるのであれば、国民は正常な判断力をなくし、国益を損ねる。国益とは「人間としての権利が守られ、豊かさが喜びと共に与えられ、所得の一部を国に納税すること」である。産業が乏しいから、負債が多い地域だからと言って、足元を見ていいはずがない。

### 原子力の撤廃

原子力の怖さは、無関心な人達にとって、他人事に近い。原子力の立地地域が 13 道県、非立地が 34 都府県。原子力を他の地域に依存している地域の方が多い。2005 年 7 月 13 日の日刊工業新聞の「原子力発電所に関するアンケート」では、原子力発電所の推進方針について、地元住民に聞いたところ、「積極的に利用を推進していくべきだ」という積極推進派は 7.5%、「安全性に不安はあるが利用を推進していくべきだ」という消極推進派が 40.8%であり、50% 近くの人達が推進を容認した。「縮小していくべきだ」は 32.2%であった。原子力発電所を推進するべきだとした理由は「他の電源だけでは将来の電力需要がまかなえないから」が 55.8%、「温室効果ガスの排出がほとんどないから」が 22.5%であった。地元住民は、他人のことを考えて原子力を仕方なく容認し、被曝までしてくれているというのに、私達は彼らの不安に無関心でいる。なお、この電源地域でのアンケートは、今後、増やす方が良いと考える電源について、「新エネルギー」が 46.6%、「原子力」が 16.7%であった。これは、新潟県中越沖地震以前のアンケートであり、後で記述するが、地震以降で人々の恐怖心はさらに増している。電力は公共性を有している。しかし、原子力は反対派が多く、公共性に欠けるのが現状で、明らかに国民は無視されている。

その他にも、原子力には数々の問題点がある。安全性の問題、耐震性の問題、即発臨界状態では制御できないという問題、発電コスト 5.9 円 / kWh の信憑性、放射性廃棄物の処理問題、責任問題、国の安全保障の問題、原子力の推進理由、放射性物質の排気や排水に関する問題、科学技術の進歩に原子力は貢献できないという問題である。

安全性の問題においては、原子力で最も怖いのが「人為的ミス」である。人為的ミスは、必ず起こり、避けられない。例えば、臨界事故は、過去に3回起きている。臨界事故とは、人間が制御できる臨界状態を超え、核分裂の連鎖反応を制御できなくなることである。

1978年、福島県第一原子力発電所の臨界事故は、操作ミスが原因で制御棒5本が引き抜けた。最長7時間半、臨界が続いた可能性がある
---

1999年、石川県志賀原子力発電所の臨界事故では、操作ミスで制御棒3本が引き抜け、約15分間、臨界状態となった。
--

1999年、東海村 JCO 臨界事故では、ウラン加工の作業をしていた3名が青い光を見て被曝。中性子による被曝で、人体のナトリウムが放射性物質に変わり、2名が死亡。1名が退院
--

その他にも、1995年、高速増殖炉「もんじゅ」では、設計ミスで配管に挿入した温度計の保護管が振動により破損し、ナトリウムが漏洩。66ヶ所の火災報知器が鳴り響き、自然発火の火災が起きた。2007年には1万件を超える電力会社のデータ改ざんや隠蔽が明るみに出た。ざっと実例を挙げると、老朽化が判断できない。確認が不十分。追加調査を行わない。機器の故障が予測できないなど。人間はすべての記憶を脳に留めておくことはできない。しかも、老いて死ぬ。死は人間が万能でないことを表す。その中で、安全を誇張することは、愚と傲慢・身勝手さの表れであり、結局は信用を落としている。

耐震性の問題においては、新潟県中越沖地震の被害でも明らかになったように、地震大国日本に安全を確実に保障できる地域はどこにもない。日本列島は、4つのプレートの上に乗っている。だから、原子炉を建設するときは活断層の上には作らず、建築基準法の2~3倍の耐震設計で、岩盤の上に直接建設する。しかし、**新潟県中越沖地震は2000ガルを超えた。柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計基準は450ガル。新たな活断層も見つかった。**それになのに、原子力安全委員会は「原子炉の安全に重大な影響を与えるものはない」という声明を発表している。それでは今までの基準は、一体、何だったのであろうか。機器も壊れた。地震計97台のうち、63台のデータが一部消失した。インターネットでリアルタイムに公表する放射線量を測定する装置も23カ所で故障している。排気筒モニター7カ所、周辺の海水モニター7カ所、大気の放射線量を監視するモニタリングポスト9カ所である。その状態を

あまり報道することなく、「放射能漏れは微量である」と言っている。第一、微量であっても問題である。予想外に対処できない事態が起きたわけである。防災対策もまるでなかった。

2006年9月、耐震設計審査指針の改訂が行われた。2008年3月末のバックチェックの中間報告では「敦賀原子力発電所」「もんじゅ」「美浜原子力発電所」のそれぞれ敷地の直下に活断層があることが認められた。以前から指摘されていた場所である。原子力に対する信用は失われる一方であり、おそらく失った信用は取り戻せない。これ以上、原子力は推進できそうにない。それでも続けるということは同時に、税金を無駄にするというのである。私達は、資源エネルギー庁のために税金を納めているのではない。地震大国日本で原子炉は作ってはならない。活断層がない場所であっても、安全であるとは言い切れない。また、地震のリスクを軽減するためにも、エネルギーは偏った県に集中させてはならない。

即発臨界状態では制御できないという問題については、人間の限界反応速度は0.2秒程度とされる。正常時の原子炉は、出力が倍になる時間が10秒～1000秒単位の「遅発臨界」で行われる。しかし、「即発臨界」は、0.001秒～0.1秒単位。即発臨界に陥ると、人間の限界速度を超え、誰にも止められずに暴走してしまう。実証実験もできないのだから、対処のしようがない。それでどうして「安全対策ができています」と主張できるのでしょうか。

発電コスト5.9円/kWhの信憑性においては、疑問が数多くある。例えば、**試算されている原子炉の解体費用は55基で、2兆6000億弱。しかし、出力16.6万kWの東海発電所の体費用は927億円。基数で考えた場合は55倍で、5兆985億円。出力で考えた場合は、298倍で、27兆6246億円となる。**数値がまったく合っていない。また、5.9円/kWhは、モデルケースで考えて試算したものであるが、2004年4月19日の「総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 制度・措置検討小委員会（第3回）議事録」には、財務諸表ベースで計算した数値を発表している。電気事業連合会が出したものであり、発言者は、資源エネルギー庁の齋藤電力基盤整備課長である。

2000年度から2003年度の平均値ということで、原子力が設備利用率78%、そのときのコストが8.3円/kWhと、それから火力の方は設備利用率が実際41%でしたので、10.0円/kWhとなっておりますが、下の「 」にも書いてありますが、これを80%の設備利用率ということに換算してみると、括弧の中に書いてありますように7.3円ということになります。

稼働率2%の差で1円違うことも興味深い。原子炉の稼働率は、80%で試算されている。しかし、1970年度から2006年度までの平均時間稼働率は70.8%。新潟県中越沖地震があった2007年度の設備利用率は60.7%である。耐用年数においても、40年としているが、東海発電所は27年であり、老朽化を考えると長く使ってはならないはずである。今後、40～60年間の利用が検討されているが、長く使えば強度も落ち、壊れなければ気づかない老朽化もでてくる。現に、2004年の美浜発電所3号機の2次系配管破損事故は、老朽化が原因であった。復水配管が破裂し、蒸気を浴びて5名が死亡、6名が火傷などの重傷を負っている。1976年には10mmあった配管の厚さは、最も薄くなっていた部分では、約0.4mmまで減肉していたのである。

後処理のバックエンド事業においても、試算が二転三転していて、わからない。1999年にコストを発表したときは、再処理工場の廃止措置とTRU廃棄物の地層処分費用は含まれずに試算された。その後、2003年には、電気事業連合会は、再処理費用を2078年までに18.8兆円かかると公表した。ここには、MOX燃料の再処理費用や貯蔵される使用済み燃料の再処理費用は含まれていない。再処理工場の稼働率は100%と計算しており、現実的な稼働率ではない。また、2004年には、原子力委員会は、2060年までに使用済み核燃料をすべて再処理した場合の総事業費は42兆9000億円、六ヶ所村の再処理工場だけを使って処理しきれない使用済み核燃料を埋設処分する一部再処理する場合は38兆7000億～45兆円、再利用せず地中へ直接埋設処分する場合は30兆～38兆6000億円、貯蔵する場合は36兆7000億～40兆9000億円と公表した。公表する度に額が増えている。一体いくらかかるのだろう。ちなみに、六ヶ所再処理工場のコストは10年間、隠蔽されていた。1994年の試算では、直接処分のコストが0.348円/kWh、再処理のコストが1.336円/kWhであり、直接処分に比べて、再処理のコストが4倍高い試算が出されていた。工場は建設されてしまった。建設費は、当初8400

億円と見積もられていたが、実際には2兆円を超えた。すべては国民の負担である。

国民が負担する税金は、国が管理する「実験炉」にも使われている。25年間の運転を終了した「ふげん」は、新型転換炉で、使用済み核燃料の再処理で取り出されたプルトニウムやウラン(MOX燃料)を燃やして発電する。出力規模は16.5kW。コストが高く、実用化が困難なため、開発を中止した。電力会社が採用しないことを決めたことが原因だが、何故、始める前に話をつけなかったのであろうか。**水の泡と消えた「ふげん」の建設費は<sup>685</sup>5800億円。解体費は2000億円と言われている。**2000億円の内訳は、10年間の運転停止後の費用に500億円、解体工事に伴う維持管理費用に500億円、解体に1000億円である。また、**高速増殖炉「もんじゅ」においても、建設費は6000億円近く、維持費を合わせると、累積予算額は、1980年度から2008年度までで8829億円、そのうち、政府支出額は7447億円となっている。**なお、高速増殖炉とは、MOX燃料の中に含まれる燃えないウランをプルトニウムに転換し、燃焼させながら発電させつつ、消費した以上にプルトニウムを増殖させる発電である。プルトニウムは、100万分の1gのレベルで肺ガンを起こす猛毒であると言われている。また、冷却材に使われているのは、空気中の酸素と触れると自然発火するナトリウムである。実際に事故も起きている。さらに、高速増殖炉は、高温のため、制御棒が曲がりやすく、制御が難しい。当初は1970年代の実用化が目指されていたが、現在では2050年へと変わっている。80年間の空白は、税金によって、賄われる。これは、詐欺である。高速増殖炉は、海外でも研究開発されているが、見切りをつけた国も多い。米国、英国、フランス、ドイツは、採算性や事故の繰り返しなどにより、研究開発を中止した。仮に実験が成功したところで、電力会社が採用するかどうかもわからない。また、これから研究開発が進められようとしている核融合炉「ITER」についても同様である。十分な検証がないまま、国は推進している。何故、国営ではない原子力を国は手厚く研究するのであろうか。

その他のエネルギーにおいては、**太陽光発電は、30年以上利用できるにも拘わらず、運転年数を20年で計算し、発電コストを平均66円/kWhとしている。**また、**風力発電は、20年以上利用できるにも拘わらず、耐用年数を17年とし、大規模だと9~14円/kWhと試算している。**意図的に年数を減らし、コストを高く見せているのではないだろうか。資源エネルギー庁の試算は「不当景品類及び不当表示防止法違反」に該当する。それぞれの発電コストの見直しを行うことが求められる。

放射性廃棄物の処理問題においては、鎌仲ひとみ監督の六ヶ所再処理工場を描いたドキュメンタリー映画「六ヶ所村ラプソディ」の中で、京都大学原子炉実験所の小出裕章先生が語っているが、高レベル放射性廃棄物・ガラス固化体は、側に立つとわずか「2秒」で死んでしまうほどの猛毒である。ガラス固化体は、高温であるため、冷めるまで冷却し、管理し続けなければならない。量は200リットルドラム缶換算で2万本以上。その他、低レベル放射性廃棄物が58万本、TRU廃棄物（超半減期低発熱放射性廃棄物）が13万本である。TRU廃棄物は、半減期が長く、プルトニウム239は2.4万年、ネプツニウム237は214万年である。TRU廃棄物は安全規制の法令も整備されておらず、安全審査指針も一部しか検討されていない。また、ウラン廃棄物は、半減期がもっと長い。ウラン238は45億年以上。管理期間が長ければ長いほど難問が生じる。地層が変化するからだ。地震や火山の噴火、隆起、浸食が想定される。何百万年先の地層は推測できない。地球温暖化の問題は、子孫に負担を押しつける発想ではない。

実際に、核のごみ問題が放置されていた前例もある。岡山県と鳥取県の境の人形峠周辺で、原子燃料公社がウラン残土を約18年間、放置していた。自治会が撤去を訴え、最高裁でも勝訴したが、撤去されず、1日75万円の制裁金もかけられた。結局、ウラン残土は米国移送やレンガへの加工が決まり、加工工場も作られたが、発覚してから撤去するまで相当の時間がかかっている。しかも、放置していたのは「国の機関」なのである。

責任問題については、資源エネルギー庁の責任である。一般の企業は、原子力はリスクが高く、国の推進なしではやれない。よって、責任は明白であるが、その責任は果たされていない。「原子力損害の賠償に関する法律」があるが、2007年の新潟県中越沖地震で、安全性が疑われ、7基の原子炉が止まっている。その影響で火力発電所の稼働率を上げ、原油価格の高騰により、電気料金も値上がりすることとなった。しかし、国民に対する国の賠償責任は果たされていない。これは自然災害であり、法律で国が損賠を支払う対象となる第3条の「異常に巨大な天災地変」に該当している。資源エネルギー庁の給与をカットするなどして、国が補填するべきである。電力会社の値上げを認めからと言って、政府が救済したことにはならない。なぜならば、民間企業と政府の役割を分けているのが、この法律だからである。今回のことからもしっかりしたように、結局、国民に負担を押し付けるのである。



## 原子力損害の賠償に関する法律の第3条の1項、第17条

(無過失責任、責任の集中等)

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

第17条 政府は、第3条第1項ただし書の場合又は第7条の2第2項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

国の安全保障の問題については、原子力の推進は、国民の安全保障を損ねる。もしテロリストが原子炉を空爆したらどうするのだろうか。施設の内部に入られ、放射性廃棄物を盗まれたら……。実際に、イリジウム 192 は、過去に2度盗まれている。1回目は、1971年9月、千葉県の若い労働者が拾った。車で持ち帰り、1週間部屋に置かれた。結局、重度の放射性皮膚炎の症状が現われ、造血器官の機能障害、精子数の減少などが認められた。他5人に放射線障害の症状が表れた。イリジウム 192 は、10cmの距離だと、1日で年間被曝線量の約1万倍、被曝する。2回目は、2008年4月、千葉県の非破壊検査株式会社から盗まれた事件があった。犯人は捕まったが、会社に対する恨みが原因であった。これがテロリストであったらどうするつもりだったのであろう。何もないと予測しているのであれば、テロ対策の意味がない。安全保障は、政府にしかできないのだから、責任を自覚し、安全な社会を築くためにもっと気を配るべきである。また、原子炉に対する空爆も海外で起きている。共に建設中であったが、1981年6月にイスラエルがイラクの原子炉を狙い、2007年9月にイスラエルがシリアの原子炉を狙った事件がある。

原子力の推進理由については、資源エネルギー庁の予算取りに原因があると思われる。原子力は推進すればするほど、電源地域への交付金などで予算は増える。逆に、風力発電や太陽光発電を推進した場合は、設置時における補助金のみで、その後が続かない。よって、資源エネルギー庁は、国民の不安や生命を無視し、自らの利権確保に動いた。省庁の目的が

予算取りであることは、官僚が、縦割り体質のことであることから十分に理解できる。彼らは、自分の省庁のことしか考えない。また、法律の成立状態から見ても、「議員立法」よりも、官僚が作成する「閣法」の方が、圧倒的に成立している。省庁には大臣はいるが、ころころと変わり、権力も一時期のものであるため、影響力はあまりない。

164 通常国会は、閣法	94 件の内 84 件 (89%)	議員立法 72 件の内 14 件 (19%)	が成立
165 臨時国会は、閣法	22 件の内 18 件 (81%)	議員立法 46 件の内 7 件 (15%)	が成立
166 通常国会は、閣法	100 件の内 90 件 (90%)	議員立法 98 件の内 23 件 (23%)	が成立
167 臨時国会は、4 日間の召集で、法案審議は行われず。第 21 回参議院議員の選挙を受け、議長と副議長、参議院議院運営委員長の選任選挙が行われる			
168 臨時国会は、閣法	20 件の内 14 件 (70%)	議員立法 69 件の内 12 件 (17%)	が成立

その他にも、「キャリアシステム」がある。採用時のたった 1 回限りの試験で昇進が左右され、同期の者がほぼ同時期に昇進する。国会議員が人事をコントロールできないのだから、官僚中心である。しかも、事務次官や審議官などの官僚は、東京大学と京都大学が占めている。キャリアシステムが象徴するものは、「学閥」である。169 回通常国会では、「国家公務員制度改革基本法案」が話し合われているが、学閥を制限しなければ、あまり変わらないだろう。新卒の採用も省庁が行い、官僚と大臣の接触も制限するのだから、国家議員は結局、人材が把握できず、官僚任せとなる。

放射性物質の排気や排水に関する問題については、科学的根拠を明確に示すことが求められる。例えば、六ヶ所再処理工場は、原子力発電所で燃やされた使用済み核燃料の中からウランとプルトニウムを取り出す。年間 8 トン、核兵器約 1000 発分ものプルトニウムが取り出される。その過程の中で、京、兆、億ベクレル単位の放射性物質が、1 年間に大量に排出される。生態濃縮されるものもある。食品の輸入基準は、kgあたり 370 ベクレルである。六ヶ所再処理工場の場合は、排水や排気の濃度の制限もなく、報告された数値がそのまま排出できる数値となっている。元々、六ヶ所再処理工場は、パイロット事業を行わず、海外でも前例がないにも拘わらず、実用化されたという経緯を持ち、存在自体が危ぶまれている。実際に、作業員が微量の放射性物質を吸ったり、耐震強度が不足していたりする事態が起きて

いる。六ヶ所再処理工場から排出される放射性物質の量については、「人体に影響がない」としている。大気や海水によって、希釈されるからという理由である。薄まればいいなら、工場排水も規制する必要もないということなのだろうか。

関連するニュースでは、最近、原爆症認定の裁判もあった。広島と長崎の原爆による被害を認定する上で、国の基準の見直しが求められ、高裁で国は敗訴している。始めからきちんとしておかないと、被害の実態があやふやになる。病気で痛み続け、誰からも助けられないまま、老いて死んでしまう人も出てくるかもしれない。すでに、六ヶ所再処理工場の悪影響は心配されているのだから、きちんと取り組まなければいけない。環境への配慮とは、綺麗な海を残し、生態系に配慮することである。生態濃縮される可能性の高い放射性物質をろくに調べず、排水や排気することは、環境を考えていないということである。

科学技術の進歩に原子力は貢献できないという問題については、さほど貢献できない。その代表が「劣化ウラン」である。劣化ウランとは、天然ウランを濃縮する際に大量に出る残りカスで、強い毒性を持つ。半減期は45億年以上。関西電力は、濃縮を米国の処理会社に委託し、無償で劣化ウランを譲渡している。処理会社は「委託された劣化ウランを劣化ウラン弾の製造のために使用したことがない」と回答しているが、目で見て確認したわけでもなく、危険性があるなら海外委託をしてはならない。劣化ウラン弾は、イラクの子供達に小児甲状腺がんなどの健康被害を与えている可能性がある。反対に放射線は、がん細胞の除去などに貢献している場合もあるが、原子力発電所がなければ治療できないわけでもない。また、事故が起きて強く被曝した場合は、東海村 JCO 臨界事故で亡くなった大内久さんと篠原理人のように、現在の医療技術では対処できない。原子力を総合的に判断すると、人を救えない技術である。

科学者のあり方について、原子力資料情報室の設立に参加し、脱原発を主張、東京大学原子核研究所に勤務していたこともある故・高木仁三郎氏は、次のように語っている。「一つの志が世代から次の世代へと持続され、その持続の力が理想を現実に変えていく。次の世代に繋がるかぎになるのが希望である。未来の希望に向けて科学を方向付けることが、市民科学者の役割だと思う」

## 地球温暖化

約 3000 人の科学者で構成されている「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、気候変動に関する影響や可能性などを調査する機関である。2007 年の第四次評価報告書では「産業革命以降、人間活動のため、世界の温室効果ガスの年間排出量は増加し、1970 年から 2004 年間に 70%増加した」「世界の二酸化炭素、メタン及び亜酸化窒素の大気中濃度は、1750 年以降の人間活動の結果、顕著に増加し、現在では、氷床コアから測定された産業革命以前何千年にもわたる期間の値をはるかに超えている」「20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの大気中濃度の増加によってもたらされた可能性がかなり高い。過去 50 年にわたって、南極大陸を除く各大陸において平均すると、人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高い」「気候システムの温暖化には疑う余地がない。このことは、大気や海洋の世界平均気温の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である」と報告している。海面の上昇の要因は、熱膨張による寄与が大きいとしている。

世界保健機関は「世界で発生するすべての死亡の約 4 分の 1 は、何らかの形で環境問題に起因し、その死亡者の 3 分の 1 以上を 14 歳以下の子どもが占めている。また、車や工場からの排煙が劇的に削減されない限り、子どもの慢性的な病気として知られる喘息による死亡が 2016 年までに 20%近く増える可能性がある」と予測している。

国際自然保護連合は、2007 年 10 月に「ゴリラやオランウータンなど世界の霊長類の約 3 割が絶滅の危機に直面している」と報告している。

国連食糧農業機関の気候変動部門の責任者は、インドネシアのバリ島で「気候変動は世界の食料安全に脅威を与えている。気候変動によって増えつつある人口に対応する食糧需要が複雑化している。食糧の生産高を高めると同時に食糧を世界範囲で合理的に配置し、食糧供給の安定性や衛生面の安全を確保しなければならない」と語った。

日本の国立環境研究所によると、「日本においてはこの 100 年間に地球の平均気温は 0.6 上昇し、日本の平均気温は約 1 上昇している。東京や大阪などの大都市ではヒートアイラン

ド現象も加わり、2~3 の上昇が観測されている。また約 4 気温が上昇すると、このブナ林の約 90%が消失すると予測されている。また現在の日本の森林は人工林が 40%以上になっているが、温暖化するとスギやヒノキの造林地の環境がブナ帯からシイ・カシ帯（常緑広葉樹林）に移り、造林地で競争する樹種が常緑樹に変わる」と公表している。

数値的に見ても、2005 年度の全世界の CO2 排出量は 271 億トンである。その内、日本は 4.5% の約 13 億トン。一方、北半球の森林が吸収する CO2 は年間約 15 億トンしかない。このデータは、日本や米国・欧州などの国際研究チームが、米国の科学誌「サイエンス」に発表したもので、1979 年から世界 12 カ国の地表付近の CO2 の吸収量を計算したものである。差し引いても、大量の CO2 は排出されたままとなっている。南半球の数値はわからないが、北半球の半分にも満たない陸地面積のため、推測できる吸収量と言える。地球温暖化は、証明されつつある。しかし、私達は、地球温暖化対策をコストがかかるたぐいに扱い、対策を遅らせてきた。それでも自然は、私達に常に豊かさをもたらしてくれている。食品や商品は、すべて自然からの恵みである。自然に対する感謝が大切である。

### 代替エネルギーの可能性

太陽光は、核反応によって作られる。しかし、だからと言って、原子力がいいというわけではない。問題は、人や生態系に与える「影響の度合い」である。原子力は、生命にとって、恐怖の存在である。逆に太陽光は、生命を育む要素が圧倒的に大きい。原子力の替わりとなる代替エネルギーは、風力発電や太陽熱・太陽光発電、水力発電、地熱発電、バイオマスなどの再生可能なエネルギーである。再生可能エネルギーは、自然界からのもたらされる光や風を活かして発電する方法で、人工的でなく、自然循環の中で電気を発生させる。これらは生命を育み、無限に存在し、持続可能な未来を可能にしてくれる。また、再生可能エネルギーだけでなく、省エネルギー、廃棄物発電、燃料電池、火力発電と焼却炉を併用する技術などもある。石炭・石油火力発電は、発電量の約 40%を占める。また、ごみ焼却施設数は、平成 18 年度末で 1,280 施設あり、その内、発電設備を有する施設数 291 施設しかない。

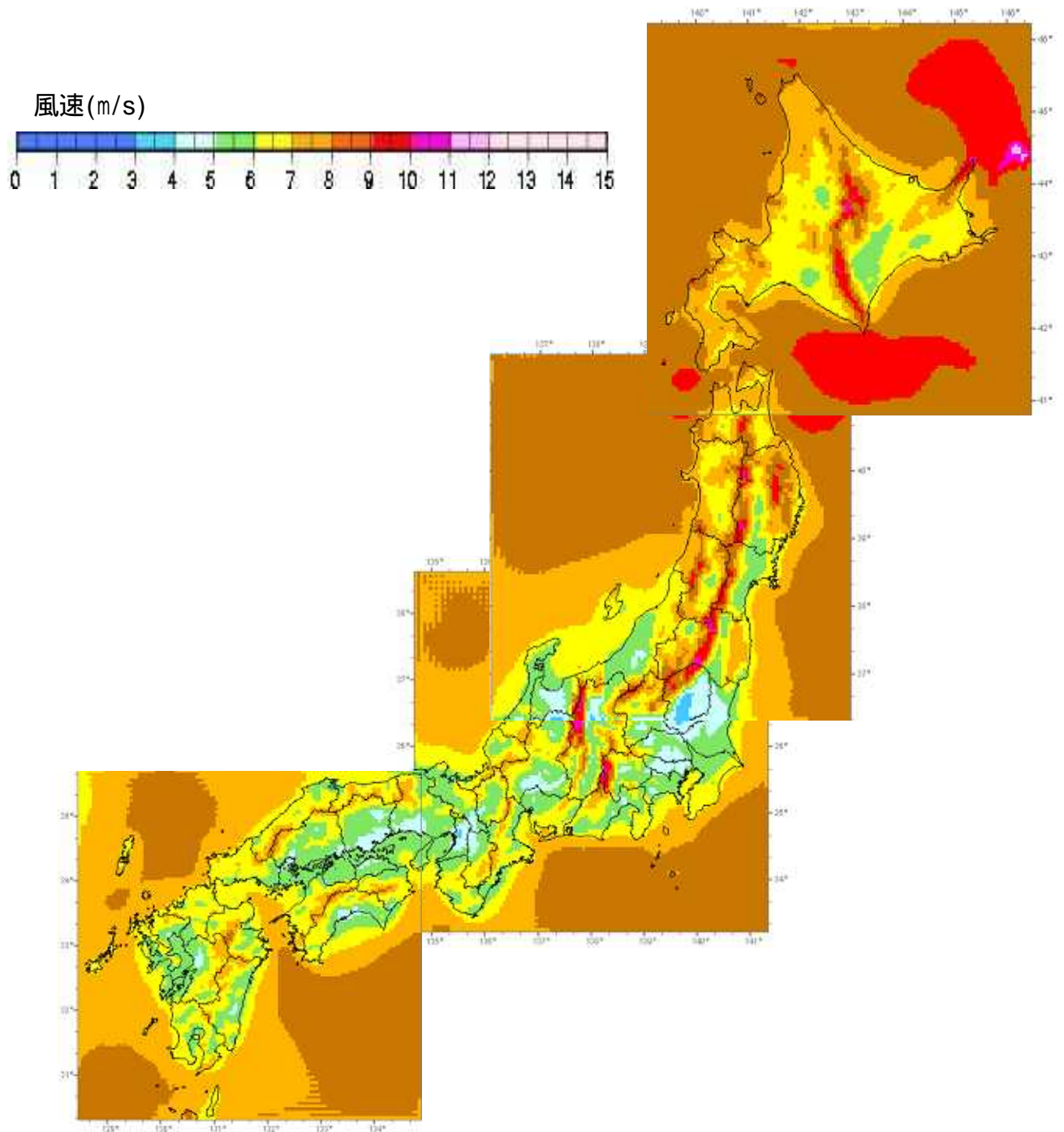
例えば、風力発電で、最近注目されているのが、海洋の上に建設する洋上風力発電「オフショア」である。海は、風が強く吹き、比較的安定していて、民家から離れたところに設置で

きる。敷地制限も輸送制限もない。東京大学と東京電力は、共同研究の結果、「関東沖 50km 以内で洋上に浮かべた風力発電設備から、国内需要の 1 割強に当たる年間約 1000 億 kWh の電力量が確保できる」と発表した。沖合 10km 以上への設置を可能とするフロート（浮体）式の研究も行われている。日本は島国であり、洋上風力発電の普及の可能性が極めて高い。また、大型化も進んでおり、十数年前は 200kW から 600kW 程度であった風車は、5000kW まで開発されている。大型化が進むことで、同じ容量でも、設置する基数も大きく減り、場所もかなり有効に使える。また、騒音対策や鳥対策も研究されている。風力発電は、風速が一定しないという課題はあるものの、解決策として、風力発電のエネルギーで水を分解し、水素として貯めておくという方法なども研究されている。

足利工業大学の牛山泉学長は「持続可能な発展に寄与する洋上風力と海洋エネルギー」で、日本の風力エネルギーと利用可能量を陸上で 341 億 kWh / 年、洋上で 4027 億 kWh / 年としている。これは、海岸線から港湾や瀬戸内・海航路などを除き、沿岸部 3km 以内に設置した場合である。また、海流発電は 3577 億 kWh / 年、潮流発電は 391 億 kWh / 年の可能性がある。合計で 8336 億 kWh / 年。2004 年度の国内の総電力量は 1 兆 710 億 kWh / 年であるため、この数値は、電力量の約 78% に相当する。

日本でも洋上風力発電の具体例はあり、北海道せたな町では、日本で始めて、洋上風力発電が設置された。「風海鳥（かざみどり）」と名づけられ、600kW の風車が 2 基設置されている。約 1000 世帯分の電力消費量に相当する。年間の平均風速も 7.9m/s あり、年間を通じて安定した風が吹いている。漁礁や蓄養施設の設計もなされ、漁業との共生が図られている。北海道は、日本中で最も風が強い地域である。地域性を活かしたエネルギー供給が考えられる。

次の図は、経済産業省の所管である独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「局所風況マップ」、地上 70m 地点の風速状況である。理想とされる風速 6m/s 以上の風があらゆる場所で吹いている。



海外では、風力発電が飛躍的に普及しており、デンマークでは、2005 年末で約 20%の電力需要を賄うまでとなっている。2025 年までに 50%の普及を目指している。ドイツでは「固定価格買取制度」があり、政策による支援もある。陸上の場合は、5 年間で 8.0 ユーロセント、最長 20 年だと 5.1 ユーロセント。洋上の場合は、12 年間で、8.9 ユーロセント、最長だと 6.1 ユーロセントである。固定価格買取制度は、フランス、オーストリア、ギリシャ、ポルトガルなどでも採用されている。その他、2007 年の米国の新規設置容量は、2006 年の 2 倍以上に、中国の新規設置容量は、2006 年と比べて 156%の増加となっている。

太陽光発電においては、東京農工大学の黒川浩助教授(元通産省電子技術総合研究所)は「全天日射の1ヶ月平均を120kWh/m<sup>2</sup>、太陽電池パネルの総合効率を5%とし、日本の宅地面積の20%に太陽電池を敷き詰めると年間発電量は1640億kWhとなり、さらに学校など公共施設や工場などの屋根まで利用すると1910億kWhとなる」と試算している。

大阪大学の濱川圭弘名誉教授は「日本の個人住宅2500万戸の屋根の80%に3kW、集合住宅45万棟の屋根の50%に20kWの太陽電池パネルを設置すると年間発電量は3077億kWhで、これは日本の総発電量の40%にも相当する」と試算している。既存の建物の一部を利用するだけで、膨大なエネルギーが得られることが示されている。

資源エネルギー庁は「ニューサンシャイン計画」を進めているが、失敗している。**2010年度における太陽光発電の導入目標は482万kW。2006年度の実績は、約171万kW。目標のわずか35%程度でしかない。それにも拘わらず、2005年には補助金を中止した。**これは、価格競争力が上がったからということが理由である。しかし、それなら、コストの安さを宣伝する原子力に何故、交付金が必要なのであろうか。補助金とは、自立のための支援である。10年程度の一時的な補助金なら問題ないが、原子力のように継続し過ぎると依存心を生む。太陽光発電には、まだ補助金が必要である。国際競争が伴い、購入費が高い。太陽光発電の生産量や累積導入量においては、かつて世界一であったにも拘わらず、欧州に譲り渡した。挽回していく必要がある。例えば、制度案としては、新築の家やビルに太陽熱利用や太陽光発電の設置を義務化し、補助金を復活させる。太陽熱温水器だと、30万円程度から設置できる。売電する場合は、設置費用にはなく、kWhあたりの発電に対して10年間、半分を助成すると良い。ドイツよりも日本の方が日照時間は長い。太陽光発電は、天候に左右されるという課題があるが、予め天気予報から発電量を読み、他の発電方法と組み合わせて、安定化させる方法もある。

日本も再生可能エネルギーの制度はあるが、むしろその普及を妨げている。2006年6月「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」が制定された。電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等の利用を義務付けた制度である。**2010年度の新エネルギーの導入目標は、年122億kWh。総電力量の1.35%程度である。**あまりに低い。他国では、国の政策として20~50%の目標を掲げている国もある。日本では、新エネルギーの



購入価格の上限を決めているが、新エネルギー事業を不当に拘束するものである。「運用に関する留意事項等」には、次の通り、記されている。運用に関するものであるから、法律と同等である。

第4 法第8条第1項の勧告に係る「正当な理由」

2. 上限価格

**新エネルギー等電気相当量に係る上限価格は1kWh当たり11円とする**（なお、これをもって、太陽光発電又は風力発電（事業目的を有しないもの）の発電設備から販売電力料金単価で余剰電力を購入することを妨げるものではない）。

「1kWh当たり11円以下」の価格設定は、ただでさえ採算がとりづらく、今後の普及によって価格競争力を高めようとする新エネルギー事業者を法的な力を利用して妨害するものである。資源エネルギー庁は、電力会社の独占禁止法違反に加担している。下の表は、東北電力における風力発電の購入結果である。出力2000kW以上の大規模風力発電の結果をまとめている。2006年度の買い取り価格は、夏季の平日の昼間が4.90円/kWh、その他の季節の平日昼間が4.20円/kWh、夜間が1.80円/kWhである。

	応募総数	決定
2003年	25件・527,850kW	4件・90,350kW
2006年	31件・約540,000kW（出力変動緩和制御型）	3件・50,000kW
	8件・約220,000kW（出力一定制御型）	2件・50,000kW

9～22%の決定は、明らかに風力発電業者をいじめている。これでは、雇用の拡大にも、産業の発展にも繋がらない。出力が安定しないことを理由に電力会社は風力発電からの電力をあまり買い取っていないが、他国ではできている。日本で何故、できないのだろうか。新潟県中越沖地震で7基の原子炉が止まり、その穴埋めは、火力発電所の稼働率を上げることで補われている。何故、余っている風力発電から、電力を買い取らないのだろうか。

電力会社にも、新エネルギー事業者にもメリットが生じる風力発電のアイデアを考えたが、電力会社は、新エネルギー事業者から kWh あたり 13 円 / kWh 程度で電力を購入する。そして、政府は、kWh あたりにつき、半分の金額を 10 年間、電力会社に助成する。これで、電力会社の購入額は 6.5 円 / kWh となる。この額は、火力発電所のコストと同額であり、CO2 を排出しない。風力発電の推進と火力発電の抑制で、二重の温暖化対策になる。新エネルギー事業者は潤い、電力会社もまとまった資金を手に入れることもできる。それを電力会社が自らの再生可能エネルギーへの投資へ活用すれば、資金は上手く回る。補助金は、電源開発推進税からの歳出で、原子力が推進できなかったために余る不用額などから補える。2002 年度は 1356 億円、2003 年度は 988 億円、2004 年度は 762 億円である。

その他にも、「電力の選択制度」を導入し、消費者自身が原子力や再生可能エネルギー、火力発電の中から電力の供給源を選択できるようにすれば、多少料金が高くても、不満は生じてこない。スイスのジュネーブ州では、2002 年より、水力発電 100% や再生可能エネルギー 100% など、4 種類の中から電力が選択できる制度を採用している。アイデアを出し合えば、国民に強制しなくても済む。

なお、原子力に対する国民意識は、新潟県中越沖地震以降に変化している。2007 年 8 月 12 日の毎日新聞の世論調査によると、**91% もの人が、原子力の耐震性について「不安である」と回答している。「非常に不安」が 56%、「ある程度不安」が 35%、「あまり不安がない」は 6% であった。原子力の増設については「現状程度でいい」が 57%、「削減を求める」が 23%、「増設に賛成」が 16% であった。増設に賛成した人でも、耐震性に不安を持つ人が 83% に上った。**

欧州全体では、再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 20% とするという目標を掲げている。特にドイツは、著しく普及しており、再生可能エネルギーの最新データ・2007 年暫定版では、「エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合が 8.5% に、電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合が 14.2% に達した」と発表した。雇用者数は、約 25 万人となり、年々増加している。原子力の撤廃も法律化され、設備寿命と共に廃止する予定である。イタリアやベルギーなどでも原子力の撤廃は決められている。

## 放射能と死の因果関係

放射性物質で怖いのは、強い被爆の他に、空気中から放射性物質を吸い込む内部被曝がある。原子力発電所で事故が起こった場合、爆発と同時に危険な放射性物質が放出される。その半径は 600km 以上に及ぶ。体内に入った放射性物質は体に留まる。甲状腺、骨髄、胃腸…。皮膚でさえぎられるアルファ線や薄い金属版を通さないベータ線までもが影響してくる。そして、全身に運ばれ、継続的に体を蝕んでいく。現実的な被害の大きさが懸念される放射性物質は、ウラン 238 であろう。45 億年間以上も放射線を出し続ける。天然ウランを濃縮する際、大量にウラン 238 が発生する。武器である「劣化ウラン弾」に使える。

1991 年の湾岸戦争では、大量の劣化ウラン弾が使用されたと推定されている。全米湾岸戦争リソース・センターの調査では、退役軍人 50 万 4047 人のうち 52% の 26 万 3000 人以上の人が体調不良を訴え、37% の 18 万 5780 人が病気や障害などによる就労等の不能に対する補償を要求している。9600 人以上の帰還兵が既に死んでいるという。劣化ウラン弾は、燃えると微粉になって拡散し、呼吸で体内に入る。そして、細胞を破壊する。彼らは一生、死の恐怖と隣り合わせで生きていかなければならない。

その他の被害は、1999 年の東海村 JCO 臨界事故である。NHK「東海村臨界事故」取材班が書いた「朽ちていった命 ～被曝治療 83 日間の記録～」があるが、当時 35 歳の作業員の大内久さんの治療記録である。概略は、次の通りである。「大内さんはウラン燃料の加工作業をしていた。ステンレス製のバケツの中で溶かしたウラン溶液をろ過器でろ過していた際に青い光を見て被曝した。放射性物質は浴びておらず、中性子線による被曝であった。中性子線は人体にあるナトリウムをナトリウム 24 という放射性物質に変えた。大内さんの被曝量は 20 シーベルト前後。一般の人が 1 年間に浴びる限界とされる量のおよそ 2 万倍。リンパ球は急激に下がり、白血球に占めるリンパ球の割合は通常 25～48% であるはずが、被曝から 9 時間後の大内さんのリンパ球の割合はわずか 1.9% であった。その日の内に腸にも障害が出始めたようであった。東海村は危険な中性子線を 19 時間 40 分にもわたって出し続けた。大内さんは転換試験棟での作業は今回が初めてで、臨界に達する可能性については、まったく知らされていなかった。6 日目の大内さんの染色体はばらばらに散らばっていた。染色体が破壊されたということは、今後新しい細胞が作られないことを意味していた。白血球の数は健康

な人の 10 分の 1 にまで下がった。白血球を造るための造血幹細胞移植が必要となり、妹の血液が使われることとなった。7 日目に採取が行われた。10 日目にはテープを皮膚に張ることは一切禁止された。皮膚の症状は悪化し、タオルで足を洗ったりふいたりしたとき、こすれたところの皮膚がめくれるようになった。大内さんの言葉には我慢の限界を超えた叫びが多くなっていた。「もう嫌だ」「やめてくれよ」「おふくろ」。大内さんには臨床試験中で国内では承認されていないものも含め、様々な薬が投与された。19 日目の末梢血幹細胞移植の結果は、白血球は急速に増え、ゼロになっていたリンパ球も白血球の約 20% を占めるまでに回復し、赤血球や血小板も徐々に増えてきていた。しかし大内さんの体の状態は必ずしも好転してはおらず、痛みが激しくなったのか、体を絶えず動かすようになり、鎮静剤で眠った状態にすることが多くなっていた。末梢血管細胞移植が成功して 8 日経ったころ、大内さんに根付いたばかりの妹の細胞、その 10% に異常が見つかった。被曝から 1 ヶ月後に撮影された右手の写真では皮膚がほとんどなくなり、手の表面は大火傷したようにじゅくじゅくして赤黒く変色していた。



< 右手 > 撮影：1999 年 10 月 7 日（被曝 8 日目）



撮影：1999年10月25日（被曝26日目）

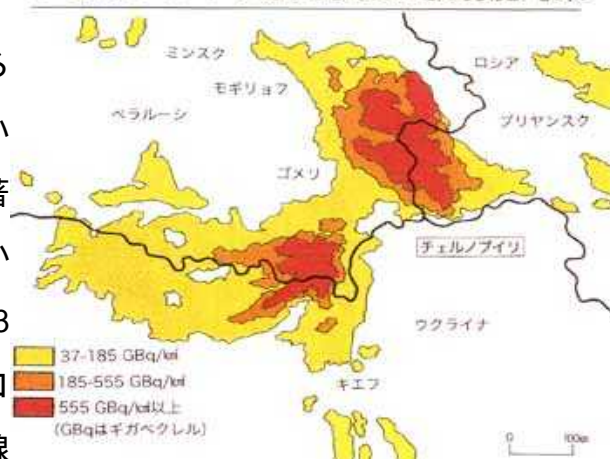
皮膚のはがれたところは点状の出血があり、体液が浸み出していた。浸み出した体液は1日2リットルにも達していた。大内さんの目ぶたは閉じない状態になっていた。目が乾かないよう黄色い軟膏を塗っていた。ときどき、目から出血した。爪もはがれ落ちた。その後、70枚の培養皮膚が移植されが、大量に浸み出す体液で、移植した培養皮膚は3~4日もすると浮いてしまい、生着することはなかった。下痢も始まり、3週間後には下血が始まった。下血の翌日には胃や十二指腸などからも出血が始まった。下血や皮膚からの体液と血液の浸み出しを合わせると、体から失われる水分は1日10リットルに達しようとしていた。59日目の朝、心電図のモニターを見ると心臓が停止していた。心臓マッサージと治療薬を次々と投与した。その後、心臓の停止と再開は3度繰り返された。治療は続けられたが、83日目に大内さんの心臓は停止した。心臓が止まっても、蘇生措置はしない方がいいという医者判断に従った結果であった。遺体の解剖が行われた。体の粘膜が失われた。腸などの消化管粘膜のみならず、気管の粘膜もなくなっていた。

チェルノブイリの事故については、長崎県原爆被曝者対策課発行の記事がある。

1986年4月26日未明、人類史上最悪の原発事故がウクライナ国キエフ州のチェルノブイリで起きてから、10年以上になります。放射能による環境汚染と同時に、数百人の被ばく者が今も周辺汚染地域で生活しています。チェルノブイリ周辺の土壤汚染地図によると、ベラルーシではゴメリ州が最も汚染が高く、事故後移住した人々も含めて多くの小児甲状腺がん患者はここで発生しています。チェルノブイ

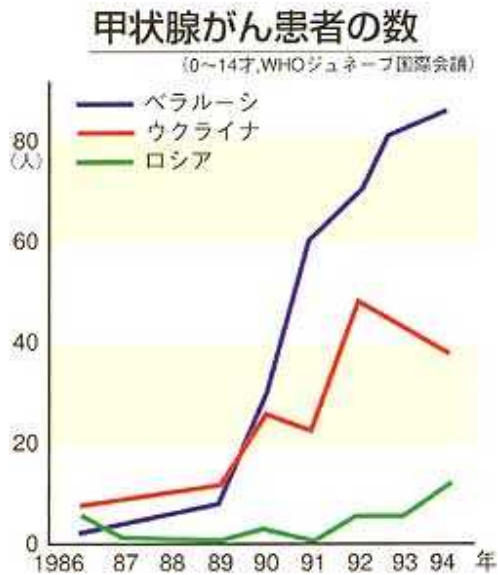
リ周辺では他の放射線障害の代表疾患である白血病などは増加していません。しかし、小児甲状腺がんがベラルーシ、ウクライナで著しく増加しています。過去8年間にゼロ歳から15歳の小児甲状腺がんはベラルーシ 333例、ウクライナ 264例、ブリヤンスクなどロシア 40例が確認されています。大人の甲状腺

チェルノブイリ原発事故の放射能汚染



がんも増加傾向があります。そこで、この増加が直接放射線被ばくによるものか否かが最大の焦点となります。長崎でも疫学調査の結果、外部被ばく後の甲状腺異常が増えていますが、首の所にある甲状腺は、放射線ヨードを取り込んで濃縮するため内部被ばくを受けやすいことも関係しています。甲状腺がんの「増加」の理由については、事故後、甲状腺に注目してスクリーニング(精査)が行われるようになったため、今まで見つからなかった潜在がんや微小がんも含めてその発見頻度が高まったという見解もあります。事実、事故前の正確な疫学データはなく、すぐには、放射線障害によってがんが増えたとは言い切れません。また、がんが被ばくによるものと断定することは、大変難しいのです。放射線が遺伝子異常を引き起こすのと同様に、ウイルスや紫外線、化学物質なども一個の細胞の遺伝子異常から異常細胞増殖すなわちがん化を起こすのです。細胞に傷を与えた後、がんが発生するまでには長い期間がかかりますから、因果関係を明確にはできません。長崎の被曝者の中にも、十年、二十年経過して慢性的な症状やがん(肺がん、乳がん、骨髄腫など)が発生する人がいます。これを「晩発性放射線障害」と言いますが、その症状が一般の成人病とほとんど変わらないので、原因が放射線にあるのかどうか、今のところ科学的にも証明ができません。唯一、疫学調査の結果を重視して判定しています。一般にがんの発生は種々のメカニズムで起こる

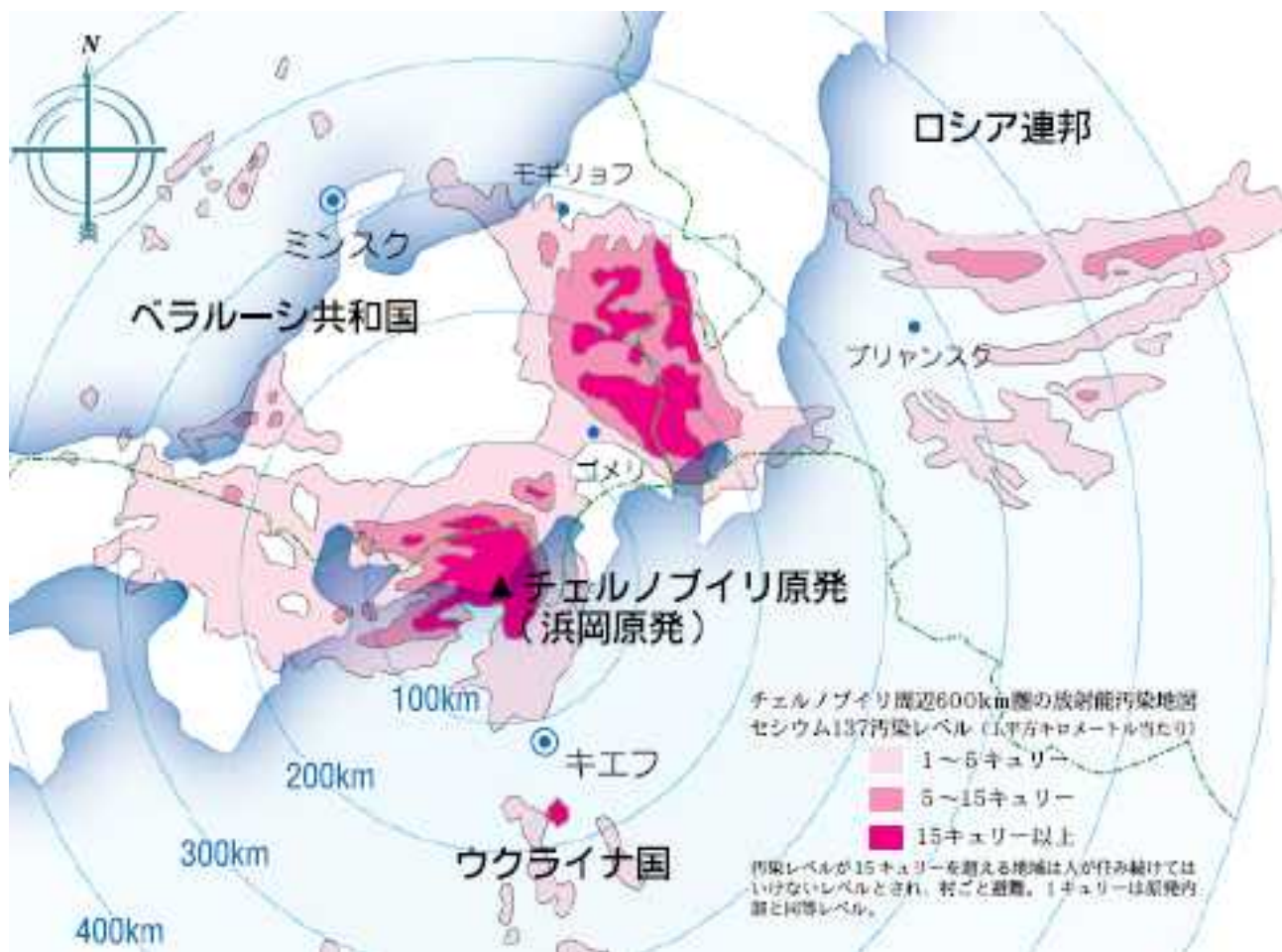
ので、発端となる遺伝子の傷が先天的なものか、また、後天的にどの影響によるものなのかを判定することは難しいのです。現在の科学では生体の働きの中で「がん遺伝子」や「がん



抑制遺伝子」や「がん免疫」などが上手に調整されていると、がんとしての症状がないのですが、そのバランスを放射線が崩すと、がん化への大きな要因となりえます。しかし、放射線による「がん」発生のメカニズムは、未だ不明な点が多いのです。チェルノブイリ関連情報は深刻な被害から軽微なものに至るまで、疾病頻度や内容についての真偽が放射線障害と確認されないまま、広く世界に流布されているのが現状です。その中で、**小児甲状腺がんの激増は世界に類のないことで、チェルノブイリの原発事故によると言えます。**長崎や広島の疫学調査の

結果は、チェルノブイリ原発事故後の各種の病気の診断や治療に大きく役立っています。これからも「がん」そのものの正確な発生メカニズムについて、精力的な研究が必要です

もし、チェルノブイリのような原子力事故が起こったら、日本はどのようなのであろうか。次の図は、日本とチェルノブイリ周辺を同じ縮尺、同じ方向で重ねたものである。15 キュリー以上は、人が住み続けてはならないレベルとされている。日本は、土地が狭く、密集している。関東圏には、日本の総人口の4分の1もの人が住んでおり、被害があれば、ものすごい混乱に陥る。日本は、密集しているため、すぐに大多数に被害が及ぶ。産業や農業・漁業は、壊滅的な打撃を受ける。不動産価値も急落し、急激なインフレに陥ることも予測される。土地は汚染され、自らも健康ではないかもしれない。このように日本で被害が起きたときは、最悪の事態に陥る。国土の狭い日本を永続的に発展させたいなら、日本を自然豊かな国として残したいなら、原子力を推進してはならない。チェルノブイリ事故での被害額は、ベラルーシ政府が28兆円、ウクライナ政府が18兆円と公表している。



（出典：原発災害を防ぐ全国署名連絡会発行リーフレット）

## 資源エネルギー庁と電力会社の癒着

2007年5月9日号から6月19日号までにわたって、週刊ダイヤモンドで「電力自由化の欺瞞」が連載された。気になる箇所を抜粋する。

### 第1回 原発事故隠して浮き彫りになった「独占ボケ」電力会社の呆れた実態

東北電力が、金融デリバティブ（派生商品）を駆使して、電気料金を固定化する新サービスを開発したのだ。あるメーカーからの要望を受けて実現にこぎ着けたもので、もちろん日本では初めての試みである。これを利用すれば、原油価格が値上がりしても、電気料金の負担がいきなり跳ね上がることはない。東北電は、供給区域内でコツコツと実績を積み重ねた。評判は口コミで伝わり、引き合いは増えた。そんな失先に「弊社の別の工場でも



同じサービスを提供してほしい」という話が持ち上がる。だが、その工場は「東京電力」の供給区域内にあった。社内からは急に反対意見が噴出した。「東電にケンカを売るわけにはいかない」というのだ。供給区域外にまでサービスを拡大すれば「年間 100 億円の売り上げ増も夢ではなかった」(東北電幹部)のに、東北電はせっかくの話を断った。顧客ニーズを無視し、ビジネスチャンスをつぶしてまで守らねばならなかったものは、この業界特有の「縄張り意識」である。念のために触れておくが、縄張りを超えて電力を供給することが法律や行政指導で禁止されているわけではない。むしろ、電力自由化の建前上は、電力会社間の競争は望ましい姿であるはずだ。しかし、現実には前述した殿様体質に加えて、電力会社間のなれ合い体質も根強くある。互いの縄張りを侵すことは「禁忌」なので、結果的に地域独占がなくなることはない

#### 第 4 回 電力会社の地域独占を黙認する鉄壁の「政官財トライアングル」

電力業界の幹部は今でも個人で自民党に献金を繰り返している。2005 年における国民政治協会への献金総額は 2662 万円。個人で献金しているとはいえ、九電力の新旧幹部が揃いも揃って 157 人も献金しているのだから、実質的には企業献金に等しい。献金者の個人名は、総務省が取りまとめている「政治資金収支報告書」に明記されているが、肩書きは「会社役員」「会社員」などとあるだけで所属会社の社名は明らかにされない。このデータは、本誌が献金者名と電力会社の新旧幹部の氏名等を照合し、初めて判明したものだ。社長や会長といったランク別の相場はほぼ一致しているが、東北電力のように全員で申し合わせて決めたと思えない会社もある。社長と会長が 30 万円、四人の副社長が 25 万円、5 人の常務が 20 万円、4 人の取締役と二人の常任監査役が 12 万円と、それぞれ同じ金額になっている。東京電力、関西電力、中部電力の「御三家」、および中国電力、九州電力幹部による個人献金合計が、なぜか 300 万～306 万円の範囲にぴったり収まっている事実も興味深い。加えて、電力各社の子会社・関連会社からも、社長名で献金されている。たとえば、中電興業 200 万円、きんでん 1300 万円、こちらは電力会社の社長・会長よりもケタ違いに多い。社名からは電力系と判別できないグループ企業幹部も考慮に入れれば、個人献金だけでも巨額のカネが永川町に流れ込んでいる。電力業界は、国政の場に政治家を送り込む力も持っている。たとえば、98 年に東電の副社長だった加納時男氏は自民党比例区で出馬し、参院選当選を果たした(現在は 2 期目)。明らかに、95 年からスタートした電力自由

化論議を自陣にとって有利に運ぶ布石でもある。管理職以上が自民党、非管理職（組合員）が民主党の有力支持母体として、電力各社は二大政党に「保険」をかけている。業界の労組統一組織である「電力総連」（全国電力関連産業労働組合総連合）は、約 23 万人の組合員を動員できる大票田だ。（・・・中略）万博など国家的大イベントへの電力各社による協賛金拠出は、電事連が一本化して取りまとめる。エネルギー記者クラブの運営・維持にもカネを出しているの、大手新聞・テレビ各社との関係も密接だ。毎年秋の記者クラブ OB の親睦会では、電事連が事務局となって電力各社の新旧社長が会場に顔を見せる。かつて自民党の機関紙へ広告費の名目でポンと 10 億円を拠出したほど強大な資金力を有する電事連だが、その詳細についてはほとんど明らかにされていない。あえて任意団体にしておくことで、財務内容等の情報開示義務を免れているからだ。政官財トライアングルによって、電力自由化は有名無実と化した

#### 第 5 回 競争ルールの不正を露呈させた「日本卸電力取引所」の不祥事より

電力自由化の目玉の一つとして 2005 年 4 月に取引を開始した「**日本卸電力取引所**」において、**当事者以外は知りえないはずの取引情報が電力会社九社に筒抜けになっていたのである**。問題は大きく二つある。第一に、本来は中立的な立場である卸電力取引所が、実質的には電力会社に牛耳られているという現実だ。「昨年まで卸電力取引所の現場を仕切っていた事務局長は東電の出身者で、現役の東電のマネジャーや社員も頻繁に出入りしていた」。ある新規参入業者（PPS）の幹部は憤りを隠せない。第二の問題は、電力会社九社と PPS の競争条件が不公平・不公正であることだ。卸電力取引所は、市場に参加する電力会社九社に対しては自動的に膨大な量の生データ（匿名）を流す一方で、PPS への生データの提供は断固として拒否し続けてきた。電力会社九社のあいだでは、取引情報を精緻に分析して、事業者別の取引量などを明記した極秘資料が出回っている。卸電力取引所に参加している PPS は 14 社。毎日の動向を監視していれば、発電単価を含む PPS の手の内は容易に読める。かたや PPS には、電力各社の情報は入ってこない。これで「競争」と呼ぶに値するのだろうか。市場参加者の競争上の公平性と透明性を担保するために、電気事業法では守るべきルールが定められている。情報の進断（送・配電部門が託送業務で知りえた情報を営業部門などに提供しない）、内部相互補助の禁止（送・配電部門で生じた利益を他部門に充当しない）、差別的な取り扱いの禁止（特定の事業者に対して不当に差別的な

取り扱いをしない)。卸電力取引所の不祥事は、法で定められた「競争のルール」を正しく踏みにじるものといえる。電力各社において、情報の遮断は不十分であり、差別的な取り扱いも横行しているのが実態である

その他、記事にはたくさんの事実が記載されている。『今年4月10日までに判明しただけでも、過去の不正の全体像は膨大である。電力会社10社すべてが関与し、Jパワー(電源開発)日本原子力発電を含めた業界の隠蔽体質の一端が露呈した。**データ改ざん・事故隠し・虚偽報告などの不正事例は、ざっと1万0653件。衝撃的だったのは、過去に東京電力(78年)と北陸電力(99年)で起きた原子力発電所の臨界制御不能事故までもが平然と覆い隠されてきたことだ**』『東電が通称「ブラックリスト」なる個人情報データベースを構築している**事実は、世間には極秘にされている。**』『家庭用を除けば、すでに全体の約64%の市場がPPS(新規参入業者)に開放されているが、シェアはたったの2.5%である』『甘利大臣がカザフスタンにウランの長期確保をにらんだ資源外交に出発したが、極秘裏に電力12社(Jパワー、日本原子力発電を含む)すべての社長または筆頭副社長が随行していた』。天下りの一覧表も掲載してあり、81人が天下っている。

以上が記事の抜粋などであるが、個人的な指摘も加えると、まず、PPSのシェアが広がらないのはおかしい。通常の電気料金よりも安いから、売り手よりも買い手の方が多くなる。需要はあるのだから、それに伴って、市場は拡大するはずである。

また、天下りも問題である。天下りの問題点はいくつもある。退職したにも拘わらず、元官僚の権力が保持される傾向にあること 官僚が都合の良いように税金を行い、国民に不利益をもたらす体質が作られること 国民に不利益な政策が実行される可能性があること 天下ることで必要のない団体が維持され、税金が無駄になること 専門家でもないのに、団体の職員になることがふさわしいとは思えないことなどが挙げられる。天下りとは、官僚が中心となり、税金が無駄遣いされ、国民がおざなりになる傾向にあることが問題である。省庁を辞めたからと言って、関係は続く。国民に奉仕する立場であることには変わらない。官僚は、国の予算が配分される団体には天下らない方がよく、天下ったとしても社会に貢献できる専門家がよい。しかし、資源エネルギー庁には、専門家は育たない。予算取りと法律

の作成が中心であるため、当事者となって行う技術的な業務はわからない。天下った官僚が具体的にどのような仕事をしているのか、調べる制度も必要であろう。

また、甘利大臣の資源外交も大きな問題である。国会議員の都合の良いように政府が動かされている。国民のことを考えずに活動し、税金が無駄に使われている。もっと驚くことが、他国にまで影響を及ぼしていることである。カザフスタンには電力関係者も随行したようだが、このように偏った行動が許されるのであろうか。族議員はこうして作られる。癒着体質を直さなければ、無秩序な政府が生まれる。しかも、国民の気持ちに反して「原子力政策大綱」「原子力立国計画」も策定されているのだから、国民の存在はない。

#### 新潟県中越沖地震における住民被害

2007年7月25日の読売新聞の記事には、次の通り記されている。

##### 【新潟県を放射能の風評被害直撃、宿泊取り消し4万8千件】

新潟県中越沖地震で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の放射能漏れが、観光地に風評被害を広げている。夏のかき入れ時を迎えた県内の旅館やホテルのキャンセルは地震後5日間だけで4万8000件（県市長会、町村長会調べ）にのぼり、その後も事態は深刻だ。観光業者らは「人体に影響がない」と、安全性のアピールに懸命だ。「魚のアメ横」で知られる長岡市・寺泊。被害の大きな柏崎市から約35キロ離れているが、いつもなら新鮮な海の幸を求める観光客でにぎわう「魚の市場通り」は閑散としている。「割烹の宿 山長」では17日からの1週間で予約客240人全員がキャンセル。店主の大倉英雄さん（55）は「物的被害は時間がたてば直るが、原発がらみの風評は我々にはどうすることもできない」とこぼす。柏崎市内の海水浴場15か所では海の家ほとんどが通常通り営業しているが、客はまばら。柏崎観光協会によると、海水浴客は、市内の年間観光客380万人の約4分の1を占める。自宅が全壊した佐野共恵さん（64）は、鯨波海水浴場で経営する海の家泊まり込んで客を待つ。「やるしかないからね」と、佐野さんはため息をつく。風評被害は広範囲に及び、柏崎市の北約130キロの村上市・瀬波温泉の旅館「汐美荘」でもキャンセルが1000人を超えた。福田修支配人は「県外の旅行会社を回ってもなかなか理解が得られない」という。佐渡島の

旅館「八幡館」も 560 人が予約をキャンセル。内陸の湯沢町でも、地震後 4 日間の宿泊取り消しが 2700 人。町によると、「なんとなく怖い」という声が多いという。東京電力、県の調査では、柏崎刈羽原発から海に漏れた放射能の量は約 9 万ベクレル。橋本哲夫・新潟大名誉教授（放射化学）は「ラドン温泉 9 リットルにしか相当せず、人体への影響は全くない」と話す。民宿などで数千件のキャンセルがあった上越市の木浦正幸市長は 24 日、長野県庁などを訪れ、市内の海水浴客 70 万人の半数を占める長野県民に「来てもらうことがボランティア活動」と訴えた。佐渡市観光協会も、福島、長野県のラジオ局に「佐渡は安全」と CM を出すなど対策に追われる。

このように放射性物質の恐怖は国民に根付いており、それは事実、怖いものである。

#### 公務員のあるべき姿

憲法 前文 第 1 項には、次の通り、記されている。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、**ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。**これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

いわゆる「国民主権」である。主権は、国民にあって、資源エネルギー庁や内閣にあるのではない。国家公務員や国会議員は、国民の僕となる奉仕者でなければならない。国政に携わるものの役割は、本来ならば、人権を守るための法の制定と秩序の維持、人としての自立支援である。公共事業も一時的なら良いが、継続し続けると依存心が高まり、国力が衰える。原子力政策は、地元住民に無理を強いており、税金を無駄に使い、人の心をお金で買う非人道的な行為である。このような政策は、他人の犠牲によって、一部の人だけが得をするだけでしかなく、真に生命を尊重する環境配慮の気持ちは持ち合わせてはいない。

## 原告の被害

原告に対する損害賠償については、10ある。合計1000万円を求める。妥当と判断される金額を出したが、今回の目的は訴額ではなく、原子力発電施設及び関連施設の撤廃がすべてである。では何故、訴訟を起こしたかという、それしか方法がなかったからである。陳情したがまったく取り合ってくれず、違法性もある。地球温暖化防止のための裁判を願う。なお、担当する裁判官は、被告らの出身であり、学閥も強い東京大学と京都大学の人は避けよ。極めて公平な裁判を求める。

### 1. 基本的人権の尊重違反

原告は、生まれてから今日まで、日本に暮らしている。その年月のすべてにおいて、国の政策の影響を受けている。日本人の一人一人は、大切に扱われるべき存在である。生命の尊重が国の将来を育んでいく。しかし、資源エネルギー庁は、電力の供給において、再生可能エネルギーの技術が確立されているにも拘わらず、原子力を進めている。何故、再生可能エネルギーを進めないのか。明らかに私達の生命は無視されている。憲法の三大原則である「基本的人権の尊重」に違反している。基本的人権とは、まずは生存権である。生命にとって危険なものは、避ける必要がある。それが故、基本的人権の尊重を求め、軽視されている償いとして、200万円を求める。200万円は、人が生きていく上で最低限必要な初期の投資額であ

り、原告の基本的人権の価値と見なしている。

## 2. 名誉毀損

資源エネルギー庁は、地球温暖化対策の推進を遅らせ、原告の日本人としての誇りを深く傷つけている。原告は、地球温暖化防止を生涯の仕事と決めており、日本人としての誇りを持っている。しかし、資源エネルギー庁は、他国の批判を無視して、原子力を押し進めている。原告にとっては苦痛であり、恥ずかしい想いをしている。よって、名誉毀損として、罰金と同額である 50 万円を求める。

下記は、海外メディアなどから批判されている記事である。

### 【日本の原発、信頼性に懸念・海外メディアが批判、中越沖地震】

(2007 年 7 月 18 日 日経新聞)

新潟県中越沖地震で放射能を含む水が海水に流れた問題について、海外メディアは日本の原発の信頼性への懸念を一斉に伝えた。英 BBC (電子版) は「日本の原子力発電所の安全性には昔から懸念があった」と指摘。18 日、東京電力が放射エネルギーを少なく公表したことが判明すると、英ロイター通信、米 AP 通信は相次ぎ速報し「実際の放射能漏れは 1.5 倍もの量」(AP) と批判した。東電の対応を問題視する報道が多く、米紙ニューヨーク・タイムズは放射能漏れをめぐって発表が二転三転した経緯を詳細に説明。米紙ワシントン・ポスト (電子版) は過去の事故についても触れながら「日本の原発業界には事故もみ消しの歴史がある」と指摘した。米紙ウォールストリート・ジャーナル (同) は昨年政府が改定した原発の耐震指針について「過去 25 年で初めての改定だったが、それから 10 カ月もたっていない」と日本政府の監督体制を疑問視。「原発は自然災害だけでなく、テロリストによる破壊工作に対しても弱い」との専門家の見方を紹介した。

京都議定書の推進においても、同様である。

### 【日本がワースト賞総なめ】(2007 年 12 月 4 日、共同通信)

インドネシア・バリ島で 3 日始まった気候変動枠組み条約の第 13 回締約国会議で、京都議

定書に定めのない2013年以降について、温室効果ガス削減目標を示さない日本に非政府組織（NGO）の批判が集中、NGOが4日選んだ「本日の化石賞」の1位から3位までを日本が総なめにした。地球温暖化防止の交渉を妨げている国に批判を込めて贈る同賞は、世界の300以上のNGOが参加する気候行動ネットワーク（CAN）が投票で毎日選ぶ。名指しされた理由別に分類し1-3位に順位付けした。初日の討議で、日本は「ポスト京都」の枠組みの要件を提案したが、先進国の削減目標を示さなかったことが1位の理由となった。「ポスト京都」での先進国の削減目標をめぐり、欧州連合（EU）は2020年までに1990年比20%の削減方針を決めている。日本は国別目標の設定に難色を示す米国への配慮もあって議論を先送りする姿勢だが、NGOの間では「京都議定書の核心部分を軽視している」との批判が強い。賞の2位は、10周年を迎える京都議定書を「汚した」との理由。3位は、発展途上国への技術移転に真剣さが見られないなどとして日本、米国、カナダの3カ国に贈られた。日本を代表して「受賞」したNGO、全国青年環境連盟（エコ・リーグ）の市村怜子さん（26）＝名古屋市名東区＝は「恥ずかしい。日本政府の姿勢に変化が生まれるきっかけになってほしい」と話した。

他にも、欧州連合の欧州委員会は、京都議定書10周年のイベントで「京都議定書は学びの過程だった。次のステップに進むためには先進国がきちんと削減義務を示し、長期目標を示すべきだ」と語った。また、国連の気候変動枠組条約の事務局長は、キャップ・アンド・トレード方式による排出量取引制度について、「ほとんどの先進国が同制度を採用している中、日本は依然として産業界から反対意見がある」と消極姿勢を批判した。

### 3．行政庁の不作為

これまで原告は、様々な陳情を行ってきた。しかし、まったくと言っていいほど、検討されなかった。活動は、地球温暖化防止全般の陳情を含め、環境省に対する政策提言（政府の実行計画を強化し、地球温暖化対策を具体的に行うよう提案）、国家公務員へ国会議員を紹介していただくよう依頼、経済産業省に対するパブリックコメントへの意見提出（京都メカニズムの推進を提案）、経済産業省の知人に対する原子力の問題提起、自民党への論文コンテストへの応募（これからの50年、環境問題へ取り組むよう提案）、自民党の元幹部に対する政策提言（地球温暖化対策の強化を陳情）、民主党に対する陳情や面会の依頼（原



子力の撤廃を陳情)。元総理大臣へ、再生可能エネルギーの推進を提案。衆議院及び参議院に対する13件の陳情書の提出(原子力の撤廃を陳情など)。国土交通審議官に対して、ガソリン税の一部を環境配慮に税金を使うよう提案。始めから無視されているような印象を何度も受けている。行政不服審査法の第2条2項における「行政庁の不作为」である。失われた時間の価値を1回10万円とし、損害賠償として、10回分、100万円を求める。

#### 4. 営業妨害

現在、原告は、環境分野のビジネスモデルの提案や環境技術の仲介業務などを行っている。そこで、カーボンオフセットのビジネスモデルの提案を民間会社に行うことを検討しているが、風力発電の設置場所を探すにあたってRPS法が妨げとなり、設置場所が制限されている。電力会社は、目標を達成している地域において、電力の買い取りを見合わせている。地域独占は、競争力を妨げ、サービスの低下や慢心、営業妨害をもたらす。被害は国の政策に起因している。公務員はリストラの心配はまったくないが、自営業者や会社の場合は、事業が妨げられると破綻する危険性を伴う。資源エネルギー庁は、国家の立場を利用して、業務を妨害している。よって、慰謝料として、威力業務妨害罪の罰金と同額の50万円を求める。

#### 5. 債権請求

原子力政策を変えるために割いた時間は膨大である。原告は、資源エネルギー庁の原子力政策の犠牲となった。地球温暖化対策がきちんと成されていたら、真面目に再生可能エネルギーが進められていたら、その時間はもっと有意義に使えたはずである。原告が割いた時間を取り戻すために、「債権請求」を行う。時間は、環境省に対する政策提言・360時間、陳情書に費やした時間・120時間、自民党に対する論文コンテストへの応募・120時間、訴状及び告発状の作成・650時間で、合計1250時間である。キャリアなどを考慮し、時間給2000円で計算し、250万円を求める。なお、2007年の国家公務員の平均年収は662.7万円。月平均55万である。被告は長官であるから、さらに月給は高い。

#### 6. 精神的苦痛

地球温暖化防止は、必ず達成しなければならない問題である。特に原告にとっては、対応の遅れは、大きな苦痛である。数々のストレスを受けている。政策提言に本業の時間も奪われ、

アルバイトも強いられた。また、訴状を書き始めた 2007 年 11 月下旬、不眠や疲労感を感じるようになり、口角炎となった。4 ヶ月経っても傷跡は治らず、2008 年 3 月に症状が再発した。医師の診断書（甲第 2 号証）を 2 通提出する。原告は、6 年半以上も前から地球温暖化防止を真剣に考えている。だからこそ、1 人であっても、訴訟を起こすに至ったのである。約 7 年間の悲しみに対する慰謝料として、年 50 万円、合計 350 万円を求める。

## 7．原子力損害の賠償

新潟県中越沖地震の影響で、柏崎刈羽原子力発電所の 7 基が止まった。火力発電所の稼働率が上がったことに起因し、電気料金が上がった。耐震性の問題は、前々から指摘されてきた。予期できなかったでは済まされない。すべての国民の負担額は、資源エネルギー庁によって、清算されるべきである。「原子力損害の賠償に関する法律」の第 3 条の 1 項、第 17 条に違反する。法を遵守し、資源エネルギー庁の職員の給与カットなどで対応するよう求める。

## 8．欺罔

原子力の発電コスト 5.9 円 / kWh は、詐欺である。稼働率 80% も、実際には 70% である。放射性廃棄物の処理においても、費用がはっきりしない。国民は騙されている。原子力政策は、地球温暖化対策の施策としてふさわしくないため、「原子力の撤廃」を求める。

## 9．強要

万が一事故が起こった場合、かなりの被害が及ぶ。原子力の事故は、米国で約 100 基、ロシアだと約 50 基で起きた。確率からしても、50 基を超えると大事故が起きる可能性が高い。老朽化しているため、さらに危険である。国民が不安視している原子力を無理に進めている。国民は、恐怖を押し付けられている。原子力の撤廃に関する法の制定が必要である。

## 10．殺人予備

地元住民が反対している原子力を推進することは、民主主義の侵害である。原告の生命は、危険にさらされている。原子力は、万が一の事故の際、死に至る危険性がある。放射性物質は極めて猛毒で、吸い込めば内部被曝の恐れがある。臨界事故も 3 回あり、耐震設計を超える地震もあった。日本は、世界で最も地震が多く、すべての地震の 10% 近くが日本周辺で起きている。しかも、静岡県御前崎市の浜岡原子力発電所は 5 基あり、その付近は「東海地震」

が予測されている。地震は活動期と静穏期を繰り返し、東海地震は100～150年の周期で起きている。すでに前回の1854年から、150年が過ぎている。文部科学省の地震調査研究推進本部は、震度6弱以上の地震の確率は、30年以内で静岡県は86.6%とし、日本で最も確立が高いとしている。東海地震は、いつ起きてもおかしくない。自分の生命は自分で守らなければならない。資源エネルギー庁の行為は、極めて生命を軽視している。殺人予備罪に該当する。殺す目的はなくても、被害が大きければ、人は死に至る。これまでも、何度も原子力に反対する人達が、耐震性を疑問視し、訴えてきたのだから、気づかなかつたでは済まされない。資源エネルギー庁は、庁としてふさわしくないため、資源エネルギー庁の解体を望む。また、危険性の高い六ヶ所再処理工場及び「もんじゅ」も、稼働は今後一切中止するべきである。

## 結論

環境問題とは、心の問題である。地球温暖化の脅威から生命を救えるのは、自然や他者を思いやる気持ちと努力である。放射性物質は、CO2よりもはるかに恐ろしい。被曝をもたらす、死を招くからだ。環境を考える上で、避けなければいけないものは、放射性物質のように直接生命を傷つけるもの　直接生命に悪影響を与えると懸念されるもの　温室効果ガスのように間接的であるが生命を脅かすもの　間接的ではあるが生命に悪影響を与えると懸念されるものである。そして、実際に取り組むときの姿勢は、特定の人達だけが得をすれば良いという考えは止めること　自然に配慮し、共生すること　子孫に負担を与えないように配慮することである。

本来なら、気候変動枠組条約が発効した1994年から、脱原子力を考えなければいけなかった。気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、気候を保護し、気候変動がもたらす様々な悪影響を防止するための措置が定められた条約である。それが故、この訴状では、連帯責任として、1994年6月21日以降で、対応できる時期に入っていた歴代資源エネルギー庁長官も相手取っている。文部科学省も高速増殖炉などを進めているが、エネルギー政策の本源は、資源エネルギー庁である。原子力の予算が省庁に占める割合の大きさから見ても、比重は、資源エネルギー庁の方が高い。そのため、資源エネルギー庁に責任があるとしている。訴えの相手は、次の通りである。

経済産業省 資源エネルギー庁長官 望月晴文（2006年 - ）

歴代長官 小平信因（2004年 - ） 日下一正（2003年 - ） 岡本巖（2002年 - ）

河野博文（1999年 - ） 稲川泰弘（1997年 - ） 江崎格（1995年 - ）

内閣も原子力を進めてきた。内閣の目的は「軍事」である。「選挙の票狙い」もあるだろうが、電力会社は政府の方針に準じて行動するため、よほどの損失を与えない限り、票に影響することはない。甘利大臣のような族議員の場合は「献金」を目的としがちである。甘利大臣は、「原子力立国計画」「原子力政策大綱」を作成し、司令塔となり、積極的に原子力を進めている。電力会社は、政府の決定に従って原子力を進めている。元々、原子力を最初に言い出したのは、アメリカの呼びかけに応じた中曽根康弘元総理大臣であった。彼は海軍経理学校、海軍主計中尉、海軍少佐の経歴がある。近年の閣僚達も軍事を重視している。その証に、平成18年10月27日の内閣委員会での塩崎国務大臣の発言がある。

137 吉井委員

（中略）

外務省の方に伺っておきたいんですが、一九六九年九月二十五日、「わが国の外交政策大綱」というのを外交政策企画委員会の方でまとめた報告書があり、これは先日届けていただいております。この中で、「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよう配慮する。」これが外務省が当時出しておられた日本の核政策についての考え方だと思うんですが、まず、外務省の検討文書であることは間違いありません。

138 長嶺政府参考人 お答えいたします。ただいま委員御指摘になりました文書でございますけれども、これは、外交政策企画立案機能の強化ということを目的として、自由な見地から総合的に重要外交課題に関する審議を行うために設置されました当時の外交政策企画委員会が、昭和四十四年、一九六九年五月から九月まで行った検討作業を取りまとめたもの、「わが国の外交政策大綱」、こういう文書であるというふうに承知しております。

139 吉井委員 私、核兵器について、この「当面」という言葉がなかなか意味を持っているのかなと。つまり、当面は核兵器は保有しない政策をとる、しかし将来的には保有するかもしれないという含みがあったのかなと思うんです。実は先ほどの麻生大臣の本会議答弁を私聞いていまして、我が国が核兵器を直ちに保有することはしないと、外務大臣は、

直ちという言葉をつけているんですね。日本が永久に核兵器を保有しないということじゃなくて、直ちにと。当時から外務省の方で検討していたのは、当面核兵器は保有しない政策をとる、当面というふうに非常に限定的なんですね。外務省が言っている「核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」とした政策、これは、日本が核兵器をつくろうとするのではないかなどと国際的不信を招かない保証は、これは原子力基本法第二条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り」とし、そこで法律で核兵器開発を否定している。そして、二条の後段で民主、自主、公開の三原則を定めて、原子力の研究開発については国民的監視ができるようにすることで、核兵器開発を秘密裏に行えないようにしているということが法律で明確に核兵器開発を禁止していることだと私は思うんですが、この点は官房長官にちょっと伺っておきたいと思います。

140 塩崎国務大臣 今御指摘の原子力基本法でございますけれども、我が国の原子力活動というのは平和目的に限定しているということでありますので、今御指摘の点は正しいというふうに思います。

141 吉井委員 だから、法律上、日本は核兵器開発しないということをきちっと決めていくわけですね。しかし一方、外務省の文書では、当時、当面核兵器は保有しない政策をとっていく、当面のことですから限定的にですね。将来はわからない。先ほどの麻生大臣の答弁というのは、我が国は核兵器を直ちに保有することはない、直ちにと。だから、当面とか直ちにとという限定をつけているんですね。そこで、大臣、確認しておきたいんですけれども、法律によって日本は核兵器開発を禁止しているわけですから、これは限定つきのものじゃないというのが政府のあるいは日本としての明確な立場ですね。

142 塩崎国務大臣 日本は法治国家でありますから、法律にのっとって国家は回っていくということだと思います。

143 吉井委員 ここは外務委員会じゃありませんから、外務大臣がいないところでこれ以上外務大臣の発言についてはおいておきますけれども、しかし、外務省はそういう文書を出し、外務大臣は先ほどの答弁でも直ちにと限定つきであるということは、私は、これは日本の核開発の問題について、非常に国民の皆さんからも、場合によっては国際的にもこれは不信を招くことになってしまうということは言わなきゃならぬと思います。それで、この点では、専守防衛のためであれ、自衛権の行使であれ、侵略のためであれ、小型であれ、戦術核兵器であれ、核兵器開発そのものを日本は禁止しているということは明確だと

思うんですが、官房長官、それはもう明確ですね。

144 塩崎国務大臣 原子力基本法で核兵器を保有しないということを唱えているということですね。それはそのとおりでございます。

145 吉井委員 次に、核防条約第二条により、非核保有国として一切の核兵器は持つてはいけない、したがって、もし日本が小型であれ大型であれ核兵器を持てば条約違反になることになって、ひいては憲法九十八条第二項違反になる、これは一九七八年の真田秀夫内閣法制局長官の答弁ですが、非核三原則というのが、政府の方針ということだけじゃなしに、今お答えになられたように、法律と批准した国際条約によってもはっきりしているものだ、こういうことでいいですね。官房長官に確認します

146 塩崎国務大臣 御指摘のとおり、我が国の原子力政策というのは、非核三原則というのは政策としてしっかりあるわけで、これは不変のものだということは安倍総理も何度も確認をしているところでございますが、今御指摘の原子力基本法、これによって平和目的に限定した原子力活動しかできないということがまず書いてあって、法律的に拘束力を持っているわけでありまして。そして、NPT、核兵器不拡散条約、これは批准をされているわけでありまして、このもとで非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っているということはバイディングであることは明らかでございます。先ほど外務省の古い文書のお話がありましたけれども、我が国は国会で成立をいたしました法律あるいは批准された条約に拘束をされるということでありまして、外務省の文書でどう表現されようともそれはそのときのことであって、法律と条約が意味がある、こういうことでございます。

147 吉井委員 ところが、中川昭一政調会長や麻生外務大臣らが、憲法でも核保有については禁止されていませんとか核保有の議論は結構だなどという発言がどんどん繰り返されるわけですね。それから官房副長官時代の安倍総理自身も、二〇〇二年五月十三日の早稲田大学での講演では、憲法上は原子爆弾だって問題はないですからね、憲法上は、小型であればですねと発言しているわけですね。だから、一貫して政治家の核開発発言が繰り返されているわけですが、なぜこういう、いわばはっきりしているはずのことが繰り返されるのか。その背景には、核兵器開発は法律で禁止している、国際条約上も禁止しているんです、日本も批准したわけですが、政府見解で、「自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第九条第二項によっても禁止されておらず、したがって、右の限

度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではない」という、これまた一九七八年三月十一日ですが、真田秀夫内閣法制局長官答弁を初めとして、これは五八年ごろでしたか、岸総理の当時の答弁にも類似のものが出てまいりますが、やはり、九条の二項によっても持ち得るんだ、こういうことを言い続けてきたことが繰り返し繰り返しこういう議論が出ている根底にあると思うんですよ。専守防衛のためであれ、自衛権の行使であれ、侵略のためであれ、小型であれ、戦術核であれ、核兵器開発そのものは日本は法律で禁止しているんだ、そこははっきりしているわけですから、九条二項で言っている、「自衛のための必要最小限度を超えない実力」とする政府見解ですけれども、その実力の中には核兵器は含まれないんだということを政府として明確にしておれば、そもそもこういう議論というのは出てこないと思うんですが、官房長官、これはどうなんですか。

148 塩崎国務大臣 先ほど来、憲法九条二項に基づいても、小型であれば持ち得るかどうかという議論が提起されているわけでありましてけれども、純粹法理論的にいけばそういうこともあり得るということを一般的に言っているわけであって、繰り返し申し上げますけれども、安倍総理は、非核三原則は守り、そして、政府としてこの核開発の問題については議論はしないということを明確にし、また、党でも正式な場での議論はしないということを行っているわけでございます。したがって、政府としては、そういう方針を堅持するというのを申し上げるのみでありまして、それ以上でも以下でもないということになります。

149 吉井委員 私は、なぜこういう議論が出てくるのか、全く政治家でないだれかが言うような話じゃないんですね。それで、そういう議論が出てくる根底には、法律上も、批准した条約上もそうだし、政府の非核三原則によっても核兵器を禁止しているわけですね。法律上禁止している。そして、憲法九条二項の方で真田さんのような解釈をしたにしても、法律上禁じられているものについては明確に、それは遊びの話じゃなくて、日本の政府の見解としては、その実力の中には核兵器は含まれないんだ、このことをきちんとすれば、大体、政治家の間からこういう議論が繰り返し繰り返し、憲法上は原子爆弾だって問題でないという安倍さんのかつての発言だって出てくるはずがないんですね。これは、このところをやはり、政府見解、法制局長官答弁、政府答弁のこの部分を、実力の中には核兵器も持っていないかのような部分ですね、そこはきちんとしておくということが私は必要だと

思うんです。官房長官にもう一度伺います。

150 塩崎国務大臣 安倍内閣として安倍総理が、憲法九条二項による、いわゆる必要最小限度を超えない実力を保有することを認めている条文からどういうことが読み取れるのかということの特に関心しているわけではないと思います。大事なことは、今、我が国が核兵器を持たないという政策と法律とそして条約について、これは堅持するということを内閣総理大臣が言っているわけでありますので、他のいろいろな政治家としての発言は、いろいろなところで聞こえてくることではありますけれども、我が国の政府としてそういうことはやらないということは明確であると思います。今、憲法九条二項によっても禁止されないものの中に何が入るのかというようなことを政府が今ここで定義をつぶさにするというのも、余り意味があることではないと思っております。それは、いろいろな議論があって、そして今までの解釈からいけば、通常兵器であろうとも核兵器であろうとも、技術的な進歩によって必要最低限ということはあるかともわからないけれども、しかし、それよりも大事なことは、我が国の政府として、どういう政策を持ち、どういう法律を持ち、どういう条約を批准しているのかということが大事なんだろうというふうに思っております。

151 吉井委員 これは、日本が、長崎型原爆にすれば五千発を超える、現に持っている、まだ未処理分を含めたら二万発分を超えるぐらいの原爆製造能力と申しますが、プルトニウムの蓄積をしているわけですね。そういう国が国際的にも不信を招くこともなく、そして進んでいくためには、それは、こういう議論が政治家の間から次々と飛び出すということ自体が大きな問題だったんです。なぜそういう議論が出てくるかといったら、これは、二〇〇二年のあの早稲田大学での、安倍さんも官房副長官の時代だから、本当は立場としては内閣を代表するはずですが、彼は憲法上は原子爆弾だって問題でないと、そこにあるのは、憲法九条二項の真田さんの解釈とかそういうものの上に立っているわけですよ。今、総理大臣になったから、ちょっとランクアップしたから非核三原則だ、そういう話じゃないと思うんですね。やはり、そういうことをきちっとやっていくには、私は、きょうあなたがここで約束できないというのであれば、あなたの責任において、この九条二項の必要最小限度の実力には、日本の場合には他の法律その他でもきちっと禁止しているわけですから、核兵器は含まれないんだということを明確にするということ、これは政府としてよく検討した上で、改めてお答えを求めたいというふうに思います。



152 塩崎国務大臣 今回の憲法第九条第二項を解釈したときに、核兵器が入る、入らないの話は、真田さんの解釈とかいうことではなくて、内閣法制局が長年にわたってとってきたスタンスとして、それは理論的にはあり得るということを言っているだけのことであります。我が国は、国権の最高機関は国会であって、そこで法律も、そして条約も批准もされ、成立をしているわけでありますから、もし万が一政策を変えるということになれば、法律を変え、条約を破棄するというプロセスを経なきゃいけないわけであって、そのようなことはしないということを明確に安倍内閣総理大臣は言っているわけでありますから、そのところはもうそれ以上でも以下でもないというふうに思っております。

原子力の推進は、国家議員の軍事戦略と省庁の予算取りが、上手く絡み合った結果であった。しかし、本訴訟で国会議員を被告としていないのは、軍事は具体化しておらず、体制もできていないからである。「実行力ある首謀者」は、資源エネルギー庁である。原子力政策は、資源エネルギー庁に起因する。

原子力政策を止めるにあたっては、ひずみが生まれないう、方向転換を行わなければならない。電源立地地域には、再生可能エネルギーや低燃費型の自動車・飛行機の工場の誘致、メタンハイドレードの採取のパイロット事業を積極的に推進する。建設会社や仕事にあぶれる人は、就職先などを紹介。原子力の技術者は、原子炉の解体技術の開発を行う。資源エネルギー庁の審議官以下は、職員の配置を変え、解体。今後のエネルギー政策は、それぞれの省庁で得意分野を推進。例えば、厚生労働省は廃棄物発電、農林水産省はバイオマス、国土交通省は風力発電・・・。

原子力において、資源エネルギー庁と国民との関係が悪化した背景には、人々の無関心さによる影響も大きい。電力は、すべて人達が使っているにも拘わらず、他県のことだと知らん顔をしている。政策も任せきりで、気がつくとも不満ばかりを口にしている。私も同様、2年前までは無関心であった。しかし、知った後で、何をすることが一番重要だと思う。原子力に反対したなら、当事者となって、戦うことである。しかし、資源エネルギー庁の職員は、方針に乗っ取って業務を行うことが勤めであるため、推進したからと言って、責任はない。責任者は、資源エネルギー庁長官である。

地球温暖化防止は、自然を愛する気持ちがなければ、決して達成できない。火、水、土、風と共生し、エネルギーを得ることによって、成し得る。それらは、生命溢れる大地を創り出し、私達に豊かさを与えてくれる。どんな時代も変わらずに、世の中は「動機」に基づき、「結果」が創られてきた。軍事や予算取りが動機なら、死や身勝手な結果が生まれる。自然に対する感謝が動機なら、調和のある世界が創造できる。地球温暖化が私達に教えてくれていることは「自然と共に生きていこう」「他人や他国のことも考えよう」ということである。世界が協力し、地球温暖化を防止しなければならない中で、軍事や自分の省庁のことしか考えていないのは、かなり本質からずれた話である。国民を無視し、無理やり原子力を押し進め、猛毒であるプルトニウムを増やしても、自分達に管理できない放射性廃棄物を子孫に押し付けても、地球温暖化は防止できない。地球温暖化防止とは、死との共生ではない。自然との共生である。神が与えて下さった地球を守りたい。自然が、原告を育ててくれた。原告のふるさとである鳥取県倉吉市の自然は、本当に素晴らしく、美しい風景である。また、地球温暖化は、CO2 をほとんど出さない開発途上国には責任がなく、絶滅危惧種やその一歩手前の動物なども先進国の犠牲になっている。先進国が中心となって、実行しなければ、地球は守れない。すぐに対策を変更し、具体的な行動を行っていかなければ、いつか手遅れになる。私達の未来のために、今、決断すべき選択肢は、地球温暖化防止の妨げとなっている「原子力を撤廃」することである。

以上

### 原告が用いる証拠

1. 甲第1号証 告訴状
2. 甲第2号証 診断書

### 付属書類

1. 訴状副本 1通
2. 甲号証写し 1通